

小金井市 第4次男女共同参画行動計画

ひと

暮らし

安心

仕組み

平成 25 年3月
小金井市

男女平等都市宣言

平成8年 12月3日
告示第99号

私たちは、誰もが人間として尊ばれ、また、自らの個性にあった生き方を自由に選択できる社会を願っています。

そのため、個人の尊厳と両性の平等を基本理念として社会的、文化的、歴史的な性差を排し、職場、家庭、学校、地域などすべての領域での真の平等をめざして、ここに「男女平等都市」を宣言します。

- 1 私たちは、人権を尊重し、互いの性を認め支えあい、いきいきと充実した人生がおくれる男女平等の「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、一人ひとりが共に個性や能力を発揮し、社会のあらゆる分野に男女が共同参画できる「小金井市」をめざします。
- 1 私たちは、男女が共にかげがえのない地球の環境を守り、平和と平等の輪を世界へ広げる「小金井市」をめざします。

はじめに



すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく輝いて生きることができる男女共同参画社会の実現は、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」、平成 13 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されるなど、さまざまな法整備が進む一方で、仕事と生活の調和など、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする社会の実現が求められています。

小金井市では、平成 8 年に「男女平等都市宣言」、平成 15 年に「小金井市男女平等基本条例」の制定を行ったほか、昭和 59 年に「小金井市婦人行動計画」を策定以来、時代に合わせて行動計画を更新しながら、男女共同参画の推進に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。

この度、策定しました「第 4 次男女共同参画行動計画」は、男女平等意識の普及・浸透など、これまでの成果と課題を踏まえつつ、社会の変化に対応するため、ワーク・ライフ・バランスの推進などの視点を取り入れたほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく市の基本的な計画を盛り込むことといたしました。

本計画を着実に推進するためには、行政はもちろん、市民、事業者、関係団体、関係機関の方々がそれぞれの役割を担い、連携、協働しながら進めていくことが不可欠と考えております。皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご審議をいただきました男女平等推進審議会の委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 3 月

小金井市長

箱 葉 孝 考

目次

総論

第1章 計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の性格	3
第4節 計画の期間	4
第5節 男女共同参画に関わる動向	4
第2章 計画の基本的な考え方	10
第1節 基本理念	10
第2節 基本目標	11
第3節 施策の体系	12

各論

基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む	16
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透	17
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進	21
基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす	24
1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり	25
2 家庭生活との両立支援	29
3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進	32
4 生涯を通じた男女の心身の健康支援	33
基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る	35
1 暴力の未然防止の意識づくり	36
2 被害者支援の推進	38
3 相談・連携体制の整備・充実	39
4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策	41
基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる	42
1 政策・方針決定過程への男女の参画	43
2 市民参加・協働による男女共同参画の推進	44
3 庁内の推進体制の充実・強化	45

資料編

總

論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国における最重要課題の一つとして位置づけられる中で、法制度の整備などさまざまな取組が行われてきているものの、少子高齢化や人口減少社会の進行、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化などを背景に、その意義についてあらためて確認・認識することが求められています。

男女共同参画社会とは、日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

小金井市（以下「本市」という。）では、そうした社会の実現に向けた動きが「男女共同参画社会基本法」の制定以前から生まれており、国内外の動向と連動しながら、小さな草の根的活動を端に、平成8年（1996年）の「男女平等都市宣言」や平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」の制定など、男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。一方で、依然として残る性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）の改善や男女間のさまざまな暴力の防止をはじめ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*1}の推進など、市民、団体、事業所、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働してまちづくりに取り組まなければならない課題が生じてきています。

こうした流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、本市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第4次男女共同参画行動計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

^{*1} **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）**

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」（ワーク・ライフ・バランス憲章）です。「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらす、多様性に富んだ活力ある社会を創出することが、男女共同参画社会の実現につながるものとして期待されています。

第2節 計画の位置づけ

- ◆本計画は、「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- ◆「第4次小金井市基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定します。

第3節 計画の性格

- ◆本計画は、本市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、本市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたものです。なお、具体的かつ個別の事業の目標については、各分野の計画の中で示すものとして作成しています。
- ◆本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- ◆本計画の基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」とし、平成22年（2010年）に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐものです。

男女平等社会と男女共同参画

男女平等社会とは、すべての市民が個人として対等に尊重され、自らの意思による個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、男女が均等に利益を享受し、かつ、責任を分かち合う社会です。（小金井市男女平等基本条例第2条）

豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現のためには、男女が対等な立場で問題解決に向けて協力し合う「男女共同参画」が必要であり、市、市民、事業所などがそれぞれの責務を果たしながら、男女共同参画を推進することが求められています。

男女共同参画社会 基本法 第2条



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第4節 計画の期間

本計画は平成 25 年度から平成 28 年度までの4年間の計画です。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
第3次行動計画		第4次男女共同参画行動計画							
配偶者暴力対策基本計画		第4次男女共同参画行動計画							
第4次小金井市基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
【国】第3次男女共同参画基本計画									
【都】男女平等参画のための東京都行動計画									

第5節 男女共同参画に関わる動向

(1) 世界・国の動き

我が国における男女共同参画社会の形成への取組は、日本国憲法に男女平等の理念が掲げられて以来、戦後の国際社会における取組と連動し、女性団体を中心とする国民運動に支えられながら進められてきました。

国際社会では、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、女性の地位向上のための施策の指針となる「世界行動計画」が採択されたことを契機に、各国での取組が急速に進みました。また、昭和 54 年（1979 年）には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、同条約の中で「女子に対する差別」が定義されました。

さらに、平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議においては各国及び国際社会がとるべき 12 の問題領域を設定し、女性の地位向上とエンパワーメント^{※2}を前提に、「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5 年後の平成 12 年（2000 年）に開催された国連特別総会「女性 2000 年会議」で、女性への暴力に対処する法律の整備などを盛り込んだ「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されるなど、男女平等を進める国際的な規範が確立されてきました。

^{※2} エンパワーメント

経済力や方針決定力、自己決定力などの力を身につけるという意味です。男女共同参画においては、経済力や方針決定力が男性に集中している社会システムから、女性も男性と対等の力を持つシステムに変革することが、女性の地位向上につながるという考え方です。

こうした国際的な動きの中で、我が国においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められました。昭和52年（1977年）の「国内行動計画」の策定、昭和60年（1985年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」の成立と「女子差別撤廃条約」の批准に続き、平成3年（1991年）の「育児休業等に関する法律（育児休業法）」の制定を経て、平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が成立し、地方公共団体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられました。その後、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の強化が図られたほか、2次にわたる男女共同参画基本計画に基づく取組を発展させ、さらに実効性のある計画として平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されています。

しかし、平成21年（2009年）の女子差別撤廃委員会の最終見解では、日本の取組が不十分であるとして多くの課題が指摘され、日本の文化や社会状況等にも配慮しつつ、さらなる推進の必要性が高まっています。

法制度等の整備の面では、平成19年（2007年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（改正男女雇用機会均等法）」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、さらに平成7年（1995年）に育児休業法が改正され成立した「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」が平成21年（2009年）に大幅な改正がなされるなど、その充実が図られてきました。加えて、平成19年（2007年）の仕事と生活の調和推進官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。

（2）東京都の動き

東京都では、国内外の流れに対応しながら「東京都男女平等参画基本条例」を制定、これに基づき、平成14年（2002年）には「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2002」を策定し、男女平等に関する取組を積極的に推進してきました。その後、平成19年（2007年）には、「仕事と生活の調和の推進」と「女性のチャレンジ支援の推進」などを主軸に据えた「チャンス&サポート東京プラン2007」を策定、さらに平成24年（2012年）に新たな重点課題を加えた計画を「チャンス&サポート東京プラン2012」として改定しています。

また、配偶者暴力については、「東京都配偶者暴力対策基本計画」を平成18年（2006年）に策定し、その後2回の改定が図られるなど、配偶者暴力対策を体系的に示しながら取組を進めています。

(3) 小金井市の動き

本市の男女共同参画社会の実現に向けた動きは、国内外の動きと連動しながら、小さな草の根的な地域活動からより広い視野を持った活動へと変化してきました。

昭和 59 年（1984 年）に市民とともに初めて「婦人行動計画」を策定すると、その推進を図るために市民組織である「婦人問題会議」、庁内組織である「婦人関係行政連絡会議」を設置し、取組を進めてきました。さらにその改定計画として、平成 6 年（1994 年）には「第 2 次行動計画 ともに生きる小金井市行動計画」を策定しています。

その後、男女共同参画に対する市民の気運が高まる中、市の姿勢と取組を広くアピールするため、平成 8 年（1996 年）に「男女平等都市宣言」を他の自治体に先駆けて行うとともに、男女共同参画の推進に関する施策をより一層推進し、男女平等社会の実現を目指すため、平成 15 年（2003 年）に「第 3 次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」を策定しました。同年「小金井市男女平等基本条例」を制定し、男女平等推進審議会を設置するとともに、翌年には苦情処理窓口や苦情処理委員を設置するなど、制度の仕組みを整えてきました。平成 22 年（2010 年）には、「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を策定し、さらなる制度の充実が図られています。また、市民や市民団体の参画による男女共同参画を推進するため、「こがねいパレット」の開催、情報誌「かたらい」の発刊を継続して行うなどの施策を進めてきました。今後より一層の施策の推進のため、平成 25 年（2013 年）の第 5 期小金井市男女平等推進審議会（井上恵美子会長）からの答申を踏まえ、本計画を策定しています。

これらは、市独自の取組であるとともに、平成 11 年（1999 年）に成立した男女共同参画社会基本法第 9 条に定められた「地方公共団体の責務」を果たすものです。本市は、市民の中から生まれた男女平等の精神を普及し、女子差別撤廃条約の批准・男女共同参画社会基本法の成立に伴って課せられた責務を果たすべく、本計画の推進に努めます。

第3次行動計画期間中の主な取組

◆小金井市男女平等基本条例の制定（平成15年〔2003年〕）

豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会を実現するため、その基本理念や市、市民、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について、基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進することを目的とした「小金井市男女平等基本条例」を制定しました。

◆男女平等推進審議会の設置（平成15年〔2003年〕）

小金井市男女平等基本条例第5章に基づき設置し、任期は2年で、現在は第5期へと歩みを進めています。行動計画の推進状況や男女共同参画に関する各施策について、市民参加により審議・提言を行う機関です。

◆DV相談緊急連絡先広報カード作成・配布開始（平成16年〔2004年〕）

ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※3}の早期発見を目的として、DVについての認識や相談先の周知を図るため、DV相談緊急連絡先広報カードを作成し、庁舎及び市施設の女子トイレ等に設置するなどにより、配布しています。

◆国内研修事業参加補助の実施（平成16年〔2004年〕）

女性市民が、教育・福祉・環境・男女共同参画等を学び、地域においてさまざまな形でその成果を還元すべく、平成2年（1990年）から「女性海外派遣事業」を実施していましたが、平成14年（2002年）に廃止することとなり、それに代わる事業として開始しました。都内や都に隣接する自治体で実施される男女平等社会の形成の促進にかかる会議に参加し、情報収集や交流を深め、地域活動へ生かすことで、男女平等意識の高揚を目指すものです。より効果的な施策の展開を図るため、さらなる活用を図ります。

◆苦情処理窓口及び苦情処理委員の設置（平成16年〔2004年〕）

小金井市男女平等基本条例第4章に基づき、苦情処理窓口及び男女平等苦情処理委員（男女各1名）を設置し、人権侵害などの苦情を適正かつ迅速に処理するための体制を整備しました。安心して相談や苦情申し立てができるよう、さらなる運用に努めます。

^{※3} ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦間や恋人など親しい間柄での暴力のことをいいます。身体的暴力のみならず、性的暴力や言葉による精神的暴力などがあります。

◆男女共同参画シンポジウムの開催（平成 19 年〔2007 年〕）

男女共同参画社会基本法の公布・施行（平成 11 年（1999 年）6 月 23 日）にちなんで定められた「男女共同参画週間（6 月 23 日から 6 月 29 日）」に合わせ、男女平等に対する理解を深めるため、「男女共同参画週間のつどい」を平成 15 年（2003 年）から実施しました。平成 19 年（2007 年）に「男女共同参画シンポジウム」に名称を変更して以降は、6 月の開催にこだわらず幅広いテーマによる実施、市民向けの DV に関する講演等のほか、平成 23 年（2011 年）3 月に起きた東日本大震災を受け、「女性と防災」と題したシンポジウムなども開催しました。今後も、適切なテーマを選択し、新しい観点から講演を実施していくなど、啓発に努めます。

◆企画政策課男女共同参画室の設置（平成 19 年〔2007 年〕）

庁内の男女平等の推進体制を整備するため、昭和 59 年（1984 年）に保育婦人課婦人施策推進室を設置し、時代の変遷とともに三度の組織改正を行いました。平成 3 年（1991 年）には、庁内の広範多岐にわたる女性問題の施策の調整を行う部署として、広報広聴課女性施策推進室となり、21 世紀を迎えた平成 13 年（2001 年）には、男女共同参画の視点をより一層活動に反映できるよう、広報広聴課男女共同参画室と改称しました。平成 19 年（2007 年）には、庁内全般の施策を視野に入れ、企画・調整のもと、行動計画の推進や男女平等意識の育成・啓発を行い、男女共同参画を推進できるよう、企画政策課男女共同参画室となりました。今後は、ますます庁内推進体制を強化するとともに、市民や地域団体との協働による男女平等の社会づくりや男女共同参画施策の推進を図ります。

◆再就職支援講座の開催（平成 21 年〔2009 年〕）

再就職を希望する女性に対し、働く女性を取り巻く労働環境や再就職に関する情報提供を行うため、東京しごとセンター多摩などとの共催により、再就職支援講座を開催しています。

◆小金井市配偶者暴力対策基本計画の策定（平成 22 年〔2010 年〕）

平成 19 年（2007 年）の DV 防止法の改正による市町村での DV 対策機能強化の要請を受け、DV の未然防止や被害者支援により一層取り組むため、本市の DV に対する対策や支援に関する施策を体系化した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を策定しました。計画推進の一環として、デート DV^{*4}の予防啓発のため、平成 23 年（2011 年）にはデート DV 防止啓発パンフレットを作成・配布しました。

◆意識調査の実施（平成 24 年〔2012 年〕）

男女平等の意識の普及・浸透の状況を把握し、今後の男女共同参画施策に反映させるため、平成 19 年（2007 年）と平成 24 年（2012 年）に市民を対象に、平成 18 年（2006 年）と平成 24 年（2012 年）に市職員を対象に意識調査を実施しました。

^{*4} デート DV

結婚前の恋人間で起こる DV のことをいいます。

市民参加による推進事例

◆こがねいパレット

昭和52年（1977年）に、女性市民が女性の地位向上に関する課題や福祉の実情を話し合い、市の施策反映につなげることを目的とした「福祉を語る婦人のつどい」が開催され、その後10年を経て、さらに広い輪へ発展していくこととなります。昭和62年（1987年）には「福祉を語る婦人のつどい」が市の施策と合体し、「こがねい女性フォーラム」として開催され、以降、男女のさまざまな観点で市民の実行委員による企画・運営により行ってきました。

21世紀を迎え、「女性問題」から「男女共同参画」へと視点がシフトし、平成13年（2001年）に名称を「こがねいパレット」と改める中で、より一層、男女共同参画を地域に浸透させるための役割を担うことが期待されています。

◆情報誌「かたらい」

女性問題をさまざまな角度から取り上げ、広く市民が関心を持ち理解を深めていけるよう、昭和63年（1988年）に市の情報誌として「かたらい」を創刊しました。また、平成12年（2000年）には、男女平等施策へのさらなる市民活力の注入を図るため、市民編集委員制度を導入し、市民と一緒に企画・編集するなど、市民との協働による男女共同参画推進のための体制づくりを進めています。

◆「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援

本市の男女平等の取組は、市民参加によって進められてきた長い歴史があり、その背景にはさまざまな分野で活躍する女性たちの姿がありました。そうした女性たちの活動を地域女性史として残すことを目的に、市民グループ「こがねい女性ネットワーク」が「小金井女性史を作る会」を組織、平成15年（2003年）に『聞き書き集 小金井の女性たち一時代をつなぐー』、平成18年（2006年）に『聞き書き集 小金井の女性たち一時代を歩むー』を編纂・発行し、市はその活動を支援しました。国内外の主要図書館で所蔵・公開されるなど、本市の男女共同参画の歩みを記録する、貴重な財産となっています。

◆市民組織の変遷（婦人問題懇談会～男女平等推進審議会）

本市ではこれまで、多くの市民組織が、本市の男女平等及び男女共同参画を推し進めるための活動を展開してきました。昭和59年（1984年）には、幅広い女性の声を市の施策に反映させるため、市内の女性団体や一般市民を中心とした「婦人問題懇談会」を設置、「婦人行動計画」を策定しています。またその翌年には、行動計画の推進を図る組織として「婦人問題会議」を設置しました。平成7年（1995年）、「婦人行動計画」の終了に伴い策定された第2次行動計画を円滑かつ効率的に推進すべく、「男女共同参画研究会議」を発足、平成8年（1996年）に行われることとなる「男女平等都市宣言」に関する審議を進め、その成文化に努めています。その後、第3次行動計画策定時の平成13年（2001年）に設置された「（仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会」が、平成15年（2003年）の「小金井市男女平等基本条例」制定に向けた審議・整備を行っており、現在は同条例第5章に基づき「男女平等推進審議会」が組織されています。

第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして

本市が目指すべき男女共同参画社会は、「男女が互いにその人権を尊重し、認め合い支え合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができ、また、一人ひとりが輝いて生きることができる社会」です。

第3次行動計画では、「人として平等な社会をめざして 男女共同参画の推進を」を掲げ、さまざまな取組を進めてきました。しかし、計画を推進する過程で、今後の課題として、男女共同参画社会の実現のためには、特に以下の二つがあらためて求められていることが明らかになっています。

一つ目は「人権尊重」です。DVのない社会の実現、さらには、女性・男性・子ども・高齢者・障がい者・外国人、その他あらゆる人々が人として尊重され、共生し合う社会の実現が、男女共同参画社会の実現の基本となるからです。

二つ目は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」です。今後持続可能な社会を築いていくためには、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、女性が就業することにより、仕事や家事・育児・介護の二重負担を強いられることがないようにするほか、だれもが健康かつ自らの希望するバランスで社会生活を営み、地域活動等にも参画するなど、互いの能力が発揮できる環境をつくる必要があるからです。

個人も、家庭も、地域社会も、この「人権尊重」と「ワーク・ライフ・バランス」に留意しながら、その実現を支える啓発・支援・環境整備等の仕組みを発展させ、新しいライフスタイルを創っていくを通し、意識と実態が伴った男女共同参画社会を形成していくことが必要です。

これらの点を踏まえて、本計画の基本理念を「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする 男女共同参画の実現をめざして」と定めます。

第2節 基本目標

本計画の基本理念を具体的に推進していくため、基本目標を以下のとおり定めます。

◆基本目標Ⅰ

互いに認めあい、
男女平等意識を備えた
ひとを育む

◆基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの
実現した
暮らしをめざす

◆基本目標Ⅲ

人権を侵害する
暴力を許さない社会づくりで
安心を守る

◆基本目標Ⅳ

男女共同参画を
総合的に推進する
仕組みをつくる

◆基本目標Ⅰ 互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、生涯を通じた男女平等意識の醸成と男女共同参画への学びを支援します。

◆基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくります。

◆基本目標Ⅲ 人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

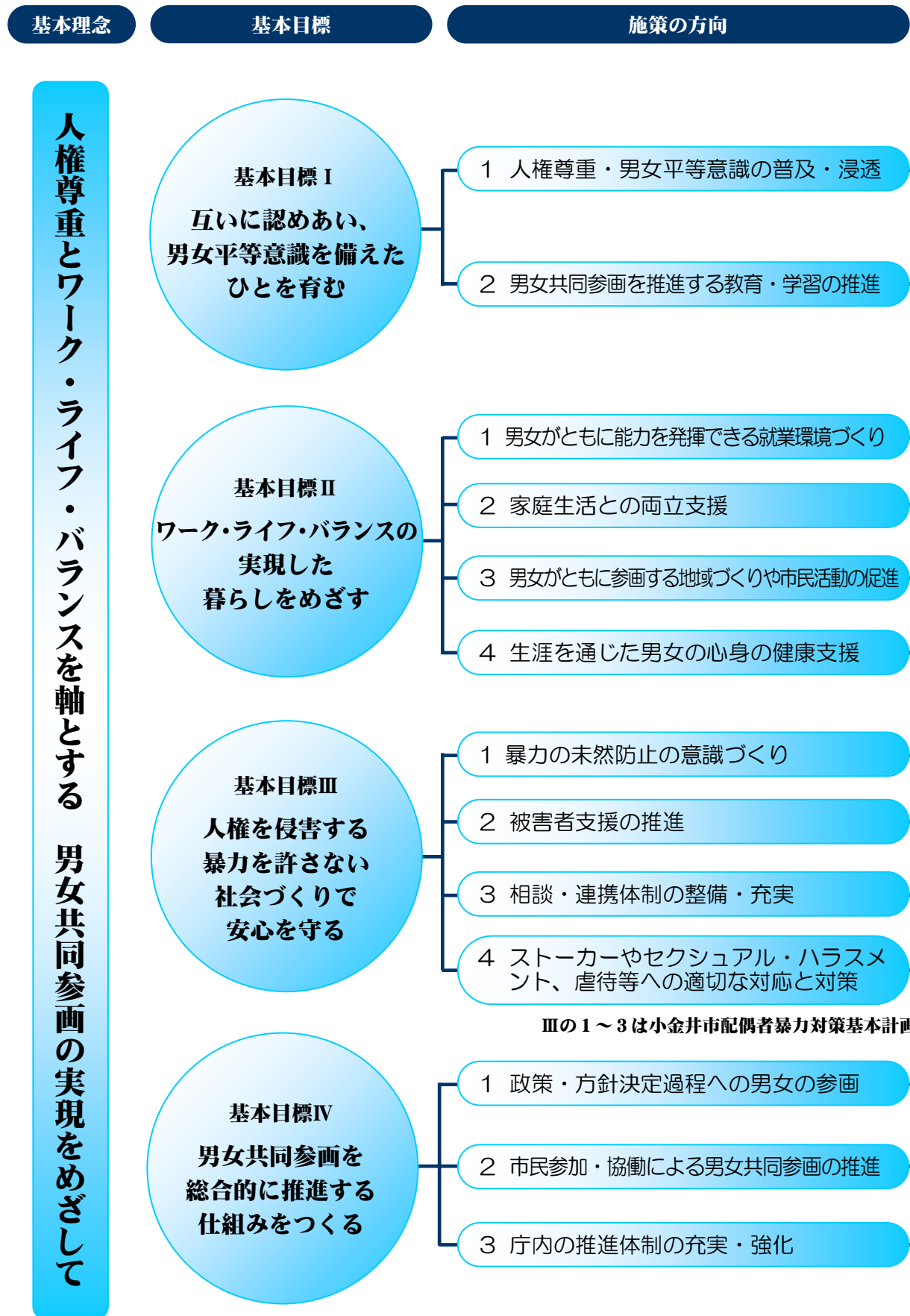
(Ⅲの1～3は小金井市配偶者暴力対策基本計画)

DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

◆基本目標Ⅳ 男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

第3節 施策の体系



主要施策

- (1) 人権・男女平等の意識改革の推進
- (2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

- (1) 教育の場における男女平等教育の推進
- (2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり
- (2) 働く場における男女平等の推進
- (3) 女性の就労に関する支援

- (1) 育児や介護等への支援体制の整備
- (2) 各家庭の状況等に応じた支援

- (1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

- (1) 女性のライフステージに応じた健康づくり
- (2) 性差や年代に応じた健康づくり
- (3) 自立した生活への支援

- (1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見
- (2) 若い世代への啓発・教育の推進

- (1) 安全確保と自立支援の実施

- (1) 相談体制の整備・強化
- (2) 連携体制の充実

- (1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

- (1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

- (1) 市民参加の推進

- (1) 庁内の男女平等の推進
- (2) 計画の推進体制の強化

各

論

基本目標 I

互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

- 男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわらず、だれもがそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができるよう、一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、常に男女平等の視点に立った行動を実践することが重要です。
- 女子差別撤廃条約の批准を契機に法制度の整備が進められ、男女共同参画に向けた社会的条件は整いつつあるものの、社会制度や慣習には、性別によって役割を固定する考え方が依然として残っている場合が多く、それぞれの個性や能力を十分に発揮することを難しくしている状況もみられています。
- 平成 24 年に実施した男女平等に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）によると、どのような場で男女平等になっているかといった男女平等意識について、家庭生活や社会通念等の分野では、性別によって大きく意識が異なります。また、性別による固定的な役割分担意識については、「男は仕事、女は家庭」という考え方に縛られない人は半数を超えているものの、実際の生活の状況にまでは結びつきにくい状況がうかがえます。
- 男女共同参画社会づくりの基盤として、市民一人ひとりが学校、家庭、地域などのあらゆる場面で人権・男女平等の視点を持つことができるよう、性別や年齢等の状況に応じた効果的な広報・啓発活動を進めます。また、生涯にわたって男女平等の意識が育まれ、男女共同参画の推進主体となれるよう、学校教育や社会教育等の場における学習機会を提供し、男女平等意識の浸透を図ります。

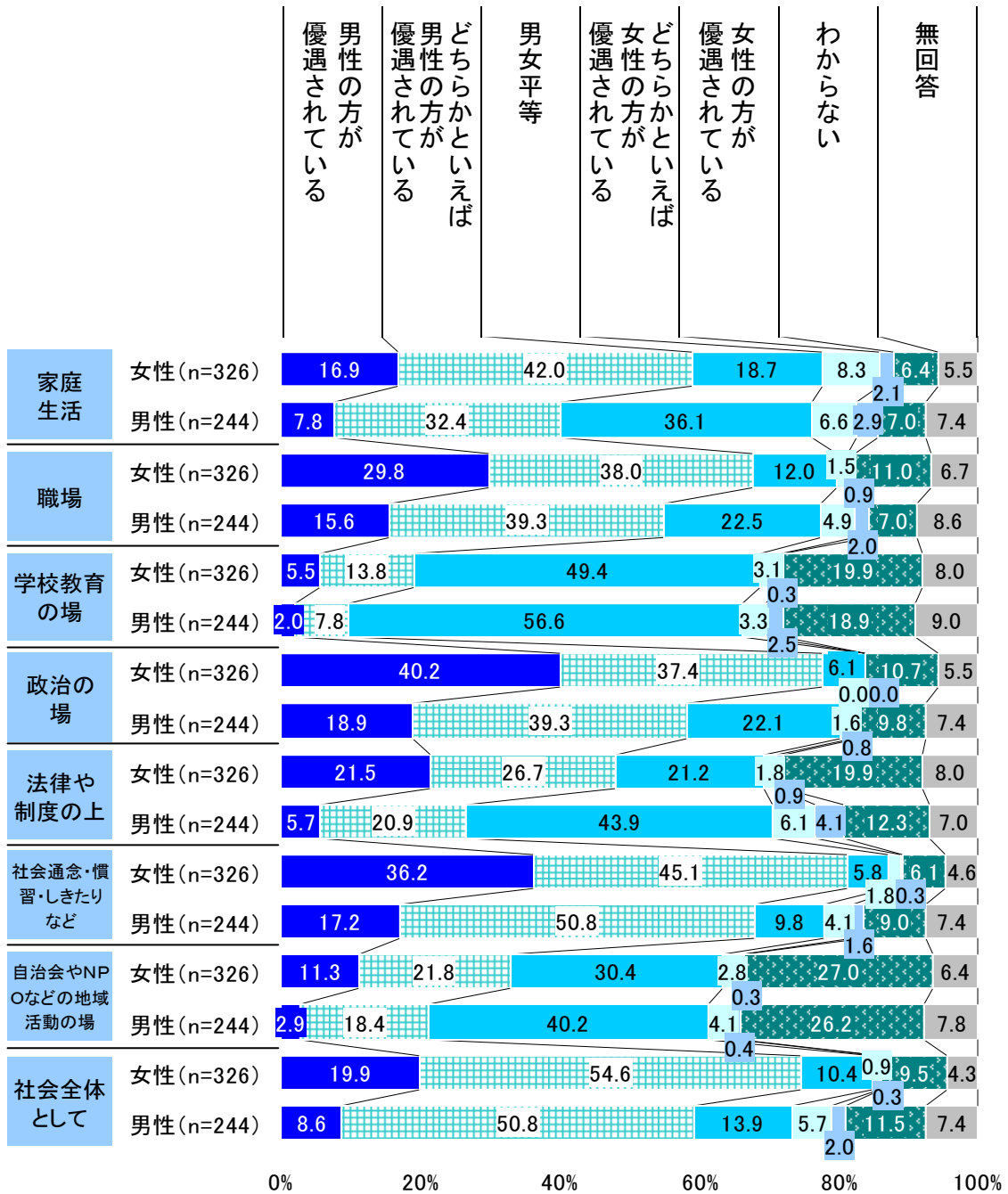
1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法の理念に男女の人権の尊重が掲げられているように、男女共同参画社会を実現するためには、その基本となる人権を尊重する意識を高め、浸透を図ることが必要不可欠です。

本市ではこれまで、情報誌「かたらい」の発行や「こがねいパレット」の開催等を市民とともに進めることで、人権・男女平等に関する情報提供や広報・啓発活動を広く行ってきました。だれもが自分らしく生きることができる社会づくりのためには、人々の意識や行動、それに基づく社会慣行によって、性別による不利益が生じないよう、引き続き啓発が必要であり、さまざまな社会的・文化的背景を持つ人々への配慮や、表現上の人権侵害の防止など、多様な視点からの対応が必要です。

そのため、男女共同参画を推進する基盤となる人権・男女平等意識が市民一人ひとりに浸透し定着するよう、今後も引き続きさまざまな機会や媒体を通じた情報提供や広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々の人権が尊重され、守られるための環境づくりに努めていく必要があります。

【男女平等意識】



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成 24 年）

(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

市民一人ひとりの人権・男女平等意識の浸透と定着を図るため、さまざまな手法や媒体を活用した広報・啓発活動を行うとともに、講演会等を開催し、人権・男女平等の趣旨・目的を地道に伝え続ける方策を検討することで、その内容の充実に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進	男女平等都市宣言の浸透	企画政策課
		男女平等基本条例の普及	企画政策課
		人権・男女平等に関する各種啓発資料の作成・活用	企画政策課 広報秘書課
		人権・男女平等に関する図書・資料の収集の充実	企画政策課 図書館
		情報誌「かたらい」の発行・周知	企画政策課
		◆女性史の視点を取り入れた市史の編纂・発行	生涯学習課
②	人権・男女平等に関する講演会等の開催	人権に関する各種講演会の開催	広報秘書課
		男女共同参画シンポジウムの開催	企画政策課
		「こがねいパレット」の開催	企画政策課

具体的施策・主要事業記載の表の見方

※担当課は平成 25 年 3 月現在の名称で記載しています。

番号に〇のついている具体的施策は、各主要施策の核となる施策を表しています。

主要事業の頭に「◆」がついているものは、本計画で初めて記載されるもの、新たに取組として行われる予定のものを表しています。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	家庭における教育・学習の推進	性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた各種教室等における啓発	健康課 子育て支援課 生涯学習課 公民館
		◆父親ハンドブックの配布による父親への啓発活動の推進	健康課
②	地域・社会における教育・学習の推進	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援	生涯学習課 公民館
		男女共同参画に関する講座・学習会の開催	公民館

(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

性別をはじめ、個人の置かれた環境や状況に関わらず、だれもが一人の人間として尊重され、尊厳が守られるよう、性による固定観念に縛られない意識づくりや男女共同参画の基本となる人権尊重の環境づくりを進めます。また、社会的に困難な状況に置かれた人々に対する偏見をなくし、多様な価値観を認め合うことができる多文化共生^{※5}のための取組に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進	人権に配慮した市刊行物等の作成	関係各課
		◆表現ガイドラインの周知と活用	企画政策課
		メディア・リテラシー ^{※6} に関する普及・啓発を通じた性差別の防止	企画政策課
		苦情処理窓口及び苦情処理委員の周知・運用	企画政策課
		◆性別による差別や男女平等を阻害する人権侵害に対する苦情・相談の受付	企画政策課 広報秘書課
		教育の場における人権教育の推進	指導室
2	多文化共生のまちづくり	多文化社会への理解と推進	広報秘書課 指導室
		在住外国人との交流と国際理解の推進	コミュニティ文化課 公民館

※5 多文化共生

国籍や民族、環境や価値観などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくことです。

※6 メディア・リテラシー

メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し、使いこなす力のことをいいます。また情報を受け取るだけでなく、メディアを使って発信する力のこともいいます。

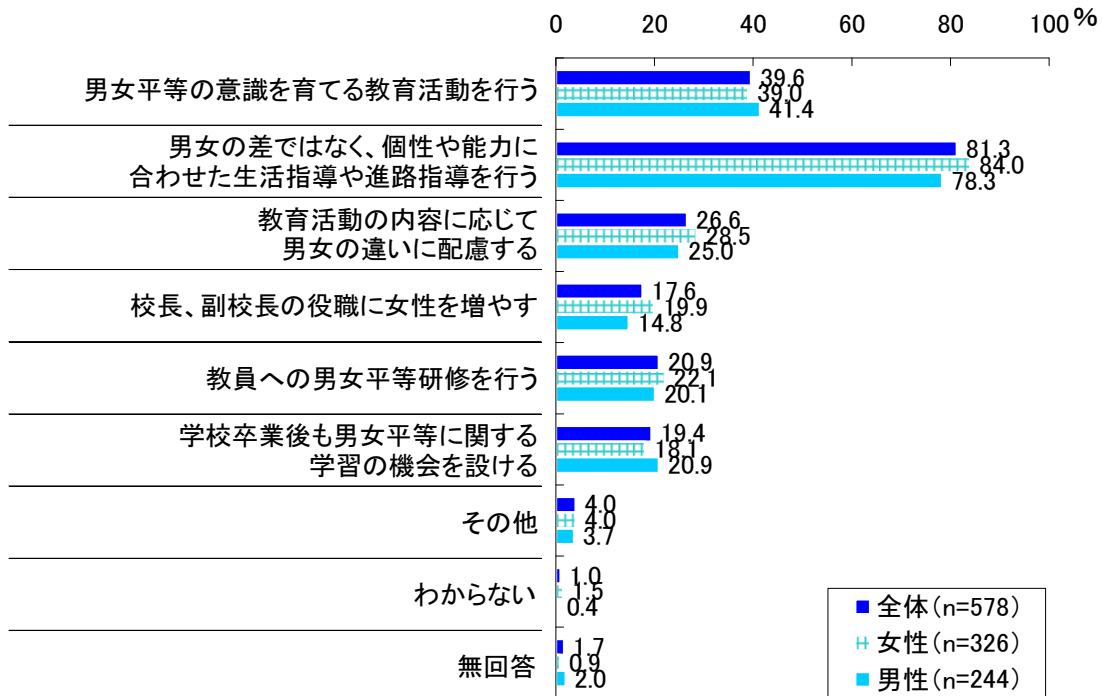
2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、その必要性を認識することが重要であり、学校・家庭・地域等のあらゆる場における教育・学習が果たす役割は非常に大きくなっています。

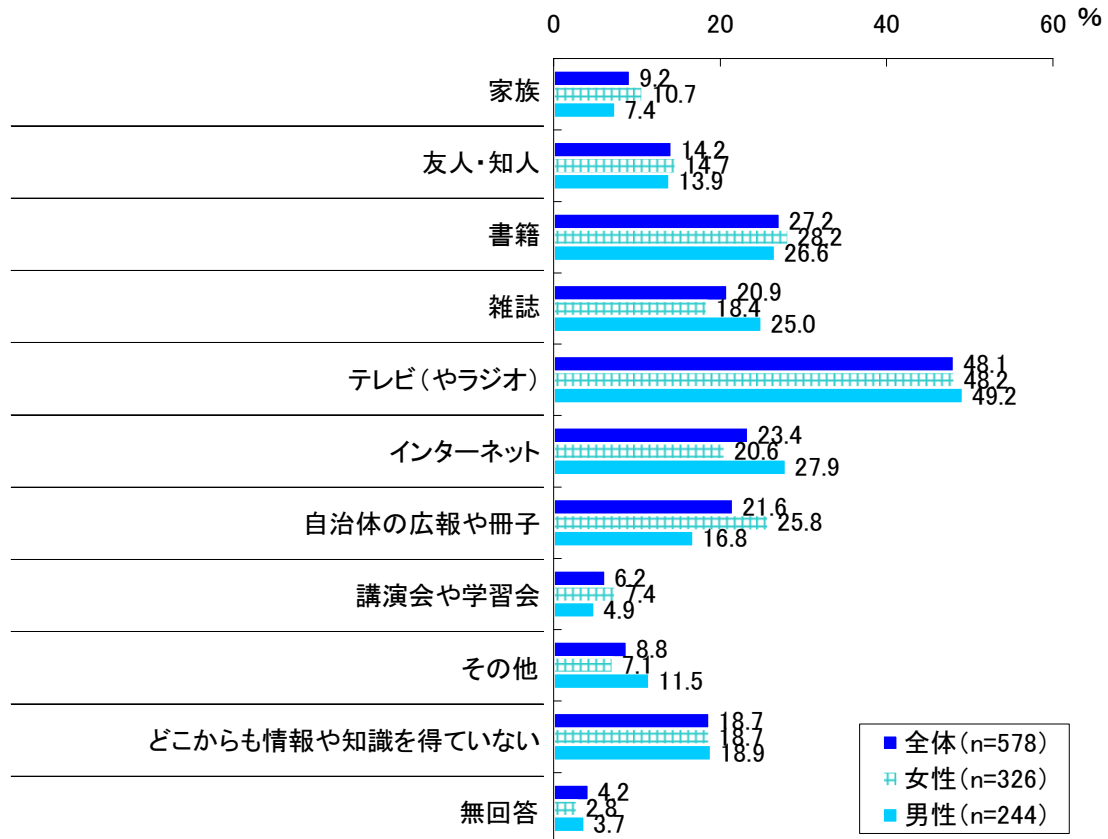
本市では、幼少期から活動の中で個々の能力を生かしながら互いの理解を深め、協力の重要性を学んでいけるよう、男女平等の視点に立った保育・教育を進めています。また、学校卒業後も、市民が家庭や地域において男女共同参画の意識を高め、学習が続けられるよう、各種教室や講座等を開催しています。

男女共同参画が真に根つき、実践されるためには、幼少期にはぐくまれた男女平等に対する価値観が生涯にわたって大切に保持されることが重要です。そのため、人間形成の基礎が培われる幼児期・学齢期における教育や学習の充実を図るとともに、それぞれのライフステージに応じたさまざまな学びの機会を提供することが必要となっています。

〔男女平等を進めるために教育の場で重要なこと〕



〔男女平等や男女共同参画に関する情報源〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 教育の場における男女平等教育の推進

男女平等の理念のもと、一人ひとりの個性や能力を尊重し、協力し合う心を養うため、幼少期から男女平等の視点に立った教育を推進します。特に、学校教育においては、性別にとらわれず、生きる力、学ぶ力、働く力をはぐくむ教育を進めるとともに、男女共同参画についての正しい理解を持つ指導者の養成に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進	男女平等の視点に立った教育の推進	指導室
		固定的な性別役割分担意識にとらわれない個々の能力に応じた進路指導の充実	指導室
		保育・教育関係者に対する研修の充実	職員課 指導室

(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

だれもが、生涯にわたり男女共同参画に対する理解を深め、家庭や地域において、男女平等意識に基づいた行動が実践できるよう、多様な学習機会の提供に努めるとともに、庁内の情報共有や連携を図ることで、市民の活動支援に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	家庭における教育・学習の推進	性別にとらわれない家庭環境づくりに向けた各種教室等における啓発	健康課 子育て支援課 生涯学習課 公民館
		◆父親ハンドブックの配布による父親への啓発活動の推進	健康課
②	地域・社会における教育・学習の推進	人権尊重・男女平等の視点を踏まえた各種講座等の企画・運営の検討と活動支援	生涯学習課 公民館
		男女共同参画に関する講座・学習会の開催	公民館

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- だれもがいいきと暮らせる豊かでうるおいのある社会を築くためには、市民一人ひとりが心身ともに健康で、仕事や家庭生活、地域活動などそれぞれのライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すことが必要不可欠です。
- 国では、平成 19 年に定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」を平成 22 年に見直し、目指すべき社会の姿として「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を掲げ、官民一体となり日本全体で取り組むべき方向性を示しています。
- 市民意識調査によると、女性の働き方として、結婚・出産にかかわらず仕事を持つ「職業継続型」を支持する意見が、子どもに手がかからなくなったら再び仕事を持つ「中断再就職型」の意見を上回り（30 頁参照：女性が仕事を持つことに対する考えに関するグラフ）、また、ワーク・ライフ・バランスを推進するうえで最も必要なものとして「男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整えること」があげられています。そのため、行政や事業所がそれぞれの立場で仕事と家庭生活の両立を支え、多様なライフスタイルを可能にするための取組が求められている状況です。
- 性別に関わらず、だれもが個性と能力をさまざまな分野で発揮し、仕事や家庭生活、地域活動を含む社会生活を営むため、男女が家事・育児・介護等を対等に分かちあう関係づくりと、個人の意欲や生活の優先度に応じたワーク・ライフ・バランスを図れる環境づくり、双方の推進を図ります。

1 男女がともに能力を發揮できる就業環境づくり

市民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かちあいながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスの考え方に基づいた暮らしを実現することが必要であり、自立した個人として自分の人生に満足感・安心感を得て、充実した生活を送ることができるような環境づくりへの取組が必要です。

日本では、依然として就業形態などの違いを背景とした男女間の平均賃金に格差がみられることに加え、女性のみならず男性においても非正規労働者が増加するなど、雇用環境が変化しています。とりわけ若い層においては男女ともに低収入化や非婚化、少子化の傾向が進むことで、生活や将来の不安を抱えて生きる人々の増加がうかがえます。各種支援の充実により、働きやすい就業環境づくりやワーク・ライフ・バランスを実現しやすい地域社会づくりが重要となっています。

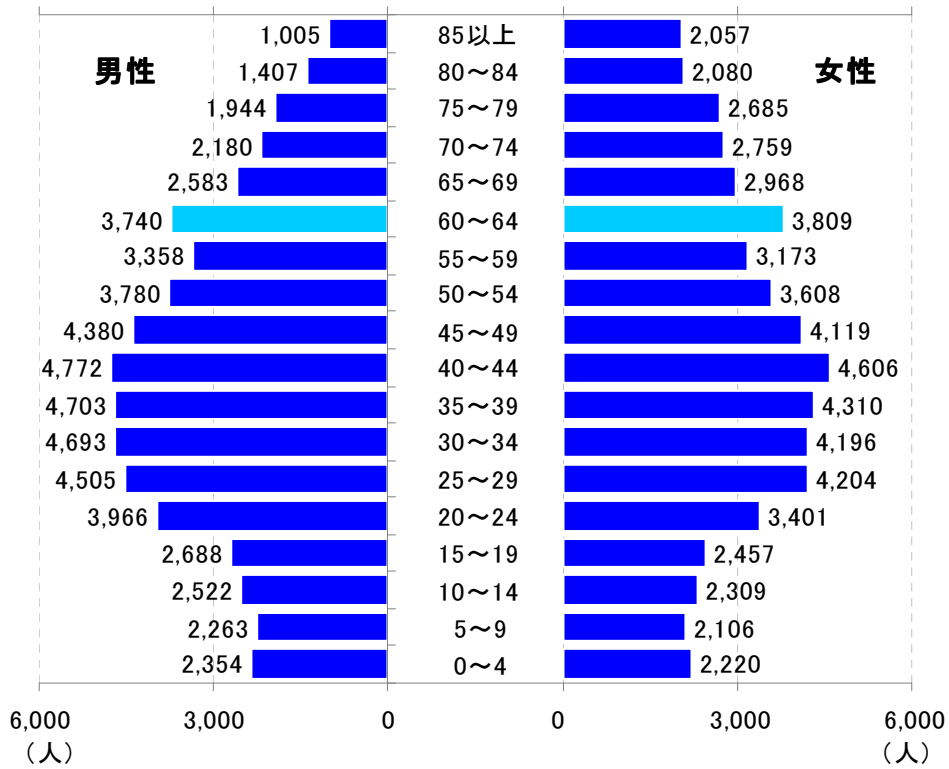
本市ではこれまで、ハローワークや東京しごとセンター多摩等との共催事業、「こがねい仕事ネット」等を通じて、就労や雇用に関するさまざまな情報提供や、女性の再就職支援に取り組んできました。しかし、女性労働力率は引き続き出産・子育て等で仕事を中断する、いわゆるM字曲線^{※7}を描いており、近年の経済情勢の低迷も考慮したうえでの、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められていることがうかがえます。

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女が互いに協力して働き続けるための法制度上の環境は整いつつあるものの、身近な就業環境において、性別や年齢にかかわらず、雇用機会や待遇等が確保され、個人の意欲等を重視し、だれもが働きやすく自らの能力の向上や活躍を目指すことができるよう支援していくことが必要です。

※7 M字曲線

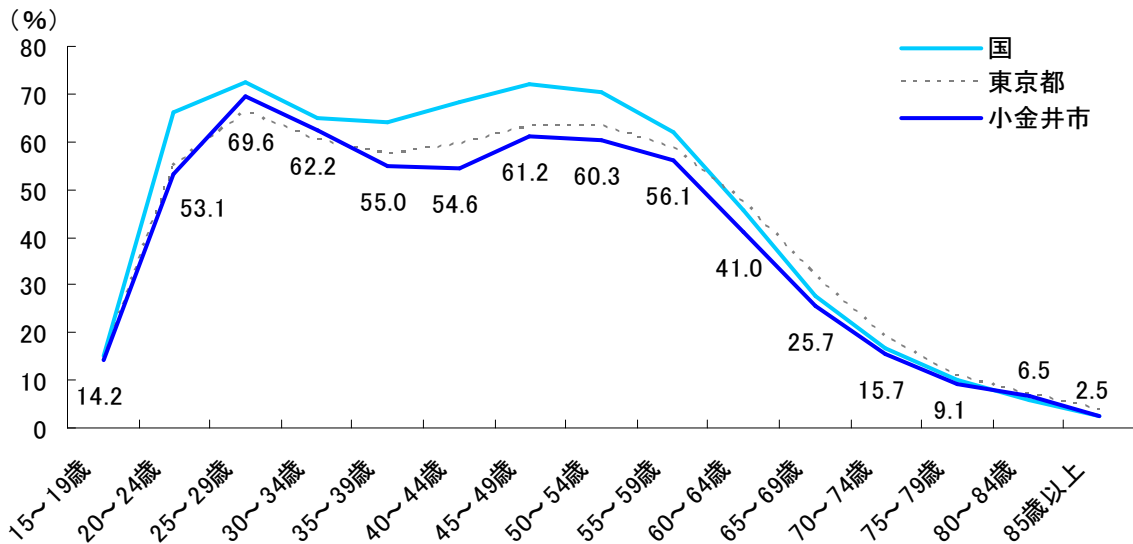
女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表した場合、主に30歳代をボトムとするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという働き方を選択する女性が多いことによるものといわれています。

〔小金井市の性別・5歳階級別年齢構成（平成24年1月現在）〕



資料：住民基本台帳人口による

〔女性の労働力率（国・都・市比較）〕



資料：総務省統計局データ（平成22年国勢調査）より引用（数値は小金井市のみ）

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた環境づくり

自らの希望するバランスで仕事と生活の調和が図れるよう、市民・事業者に対して、多様で柔軟な働き方についての情報提供を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	誰もが働きやすい職場づくりの促進	◆仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及・啓発	企画政策課 経済課
		事業所への意識啓発	経済課
		多様な働き方の普及・啓発	経済課

(2) 働く場における男女平等の推進

性別によらず、だれもが個人の能力を十分に発揮し、雇用機会や待遇等が確保されるよう、相談窓口の周知や各種情報提供を行い、事業所の主体的な取組を促します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	雇用の場における男女共同参画	関連法令等の周知徹底	企画政策課 経済課
		◆労働相談などの各種相談窓口の周知	経済課
		◆公共調達における男女共同参画の尊重	管財課

(3) 女性の就労に関する支援

自らの個性や能力を生かし、社会のさまざまな分野での活躍を目指す女性への支援の充実に努めるとともに、農業・自営業等に携わる男女がともに快適に働くことができるよう、就労環境の改善に向けた取組を促進します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	女性の職業能力・意識の向上	再就職支援講座	企画政策課
		◆職業能力の向上に向けた機会・情報の提供	経済課
		◆就業機会拡大のための支援・情報提供	経済課
		事業所との連携及び情報提供	経済課
2	農業・自営業等における男女共同参画の推進	女性農業者への研修の促進	経済課
		◆家族経営協定 ^{※8} の締結促進	経済課
		◆商工会等との連携	経済課

※8 家族経営協定

農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にする家族内でつくられるルールのごとで、労働報酬や経営方針の決定、収益の分配、労働時間・休日等について、家族で話し合って定めようとするものです。家庭内の女性農業者の労働環境の整備、経営方針決定参画等を目的としています。

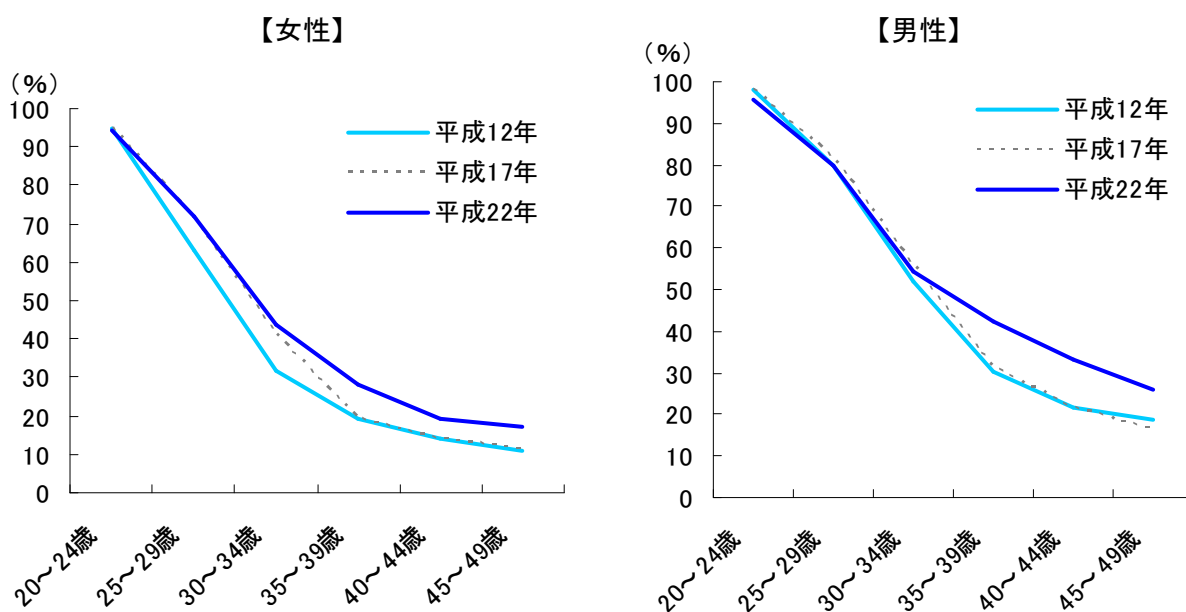
2 家庭生活との両立支援

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進む中、豊かで活力ある社会を維持していくためには、男女がともに家庭的責任を担い、社会全体で子育てや介護を支援していく環境づくりが必要です。

本市では、各個別計画に基づき、必要な子育てや介護等の福祉サービスの充実を図ることと、性別や年齢にとらわれずだれもが自らの希望する充実した生活を送るための支援を進めてきました。共働き家庭の増加や個人のライフスタイルや価値観・ニーズの多様化などを背景に、両親学級への男性の参加など、互いに協力して家庭生活を営む気運の高まりはみられつつも、家事・育児・介護等といった家庭生活は依然として女性の負担が大きい状況にあることがうかがえます。

子育て家庭へ積極的な支援を行うことや、高齢者・障がい者等への社会的支援を充実することは、本市の男女共同参画の推進につながることを期待されます。そのため、社会の最小単位である家庭の構成員が互いに支えあい、家事・育児・介護等に参画できるよう環境整備に努めるとともに、多様化する子育て及び高齢者・障がい者等の自立や介護に関わるニーズに対応できるよう、福祉サービスの充実等により、各家庭の状況に応じた社会的支援を図ることが求められています。

【小金井市の男女の未婚率の年次別グラフ（平成12年・平成17年・平成22年比較）】



資料：総務省統計局データ（国勢調査）より引用

〔小金井市の出生・婚姻・離婚に関する年次別比較表〕

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
出生率	8.0	8.3	8.0	7.6	7.6	7.4	7.7	8.1	8.2
婚姻件数・率	7.1	7.2	6.8	6.6	6.6	6.7	6.6	6.9	7.4
離婚件数・率	1.88	1.75	1.54	1.73	1.59	1.50	1.33	1.61	1.53

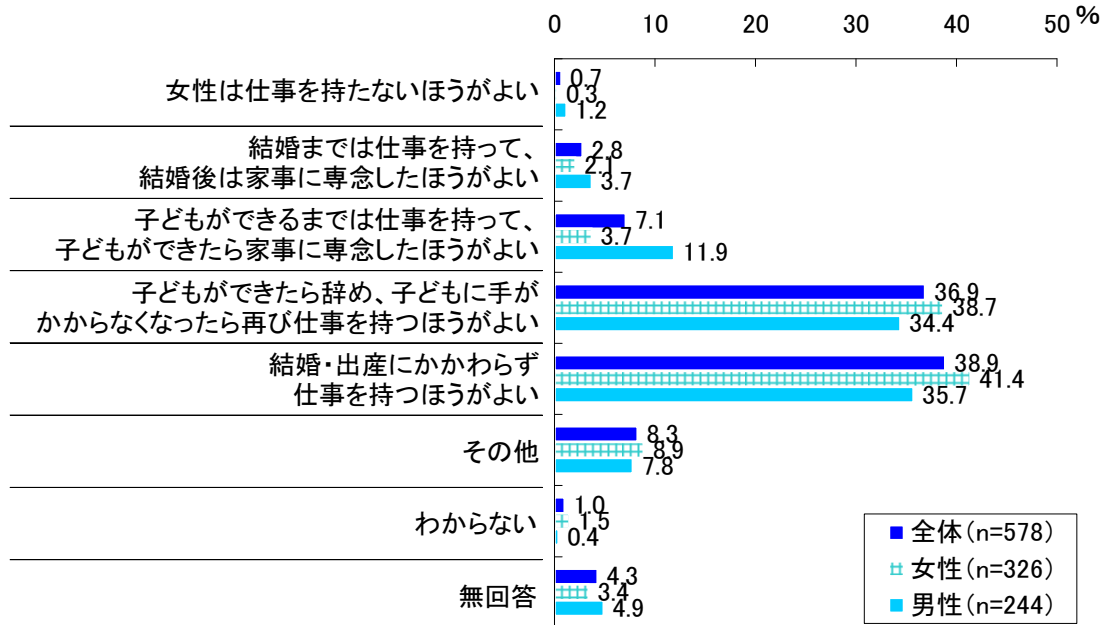
資料：東京都福祉保健局データより引用

〔合計特殊出生率（国・都・市）の年次別比較表〕

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
国	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39
東京都	1.02	1.00	1.01	1.00	1.02	1.05	1.09	1.12	1.12
小金井市	1.03	1.08	1.05	0.99	1.01	1.00	1.07	1.13	1.13

資料：厚生労働省 人口動態統計／東京都福祉保健局データより引用

〔女性が仕事を持つことに対する考え〕



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) 育児や介護等への支援体制の整備

子育てや介護等について、一部の家族や女性だけでなく、各家庭の構成員が協力して責任や負担を分かちあい、仕事や地域活動等との調和が図られるよう、多様なニーズに応じたサービスの充実を図るとともに、男性の育児参加の促進や、男性在宅介護者への支援に向けた環境づくりに努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	地域での子育て支援体制の充実	既存の保育事業の充実と新たな保育施策の検討・拡充	保育課
		保育所の待機児童解消施策の充実	保育課
		学童保育の推進	児童青少年課
		子育てに関する情報・相談の充実	健康課 子育て支援課 保育課
		子ども家庭支援センターや児童館を利用した子育てひろば事業の推進	子育て支援課 児童青少年課
		◆居宅訪問による子育て支援事業の充実	健康課 子育て支援課
2	高齢者・障がい者等への社会的支援の充実	高齢者福祉・介護保険サービスの充実	介護福祉課
		障がい福祉サービスの推進	障害福祉課
		各種サービスに関する相談支援・情報提供	障害福祉課 介護福祉課
		◆家族介護者への支援の充実	介護福祉課

(2) 各家庭の状況等に応じた支援

生活の自立と安定を図るため、生活・就労・養育等において、さまざまな課題を抱えやすいひとり親家庭等について、各家庭の状況に応じた支援の提供を図ります。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	支援が必要な家庭への各種サポート	ひとり親家庭等に対する支援体制の推進	子育て支援課

3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

近年、生きがいや心の豊かさを感じられる生き方を求める人が多くなってきていること、地域で抱えるさまざまな課題・ニーズを地域の力で解決する地域コミュニティづくりの重要性が高まっていることなどから、職場や家庭のみならず、地域において、だれもが個人の能力を発揮し活躍できる環境づくりが必要となっています。

市内には、地域で活動を展開する市民活動・ボランティア活動団体やNPO法人が多く、市民と地域活動との関わりは非常に身近であるといえます。団塊の世代が多い本市においては、定年退職を機に積極的に地域で活躍できる場を求めて戻ってくる場合など、今後ますます地域活動への意欲を持った市民の増加が見込まれるものの、参加するきっかけをつくること、活動の担い手と責任主体とに男女の不均衡を生じさせないようにすることといった課題に対応できるよう、だれもが参加・参画しやすい環境を整える必要があります。

個人が自らの持つ能力や知識を生かし、生きがいを持って地域社会に関わっていくことは、一人ひとりが充実した生活を実現することにつながります。そのため、地域活動への参画促進や、活動の活性化に向けた支援を図ることが重要です。

(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

性別や年齢に関わらず、だれもが地域におけるさまざまな活動に参加し、暮らしやすい地域をつくるため、地域活動やボランティア等に積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援します。

また、男女が互いに協力しあう中で、リーダーとして活躍する女性の増加を目指します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	地域活動団体等の活動促進	◆市民活動団体等の活動の支援	コミュニティ文化課
		◆ボランティア育成の推進	生涯学習課
		少年少女各種スポーツ教室の開催	生涯学習課
		◆青少年健全育成団体への支援	児童青少年課 生涯学習課
		老人クラブ活動への助成を通じた支援	介護福祉課
2	女性リーダーの育成促進	女性リーダーの育成に向けた情報提供	関係各課
		国内研修事業への参加の促進	企画政策課
		◆児童館ボランティアリーダーの育成	児童青少年課

4 生涯を通じた男女の心身の健康支援

個人の意欲や優先度に応じて、働き、家庭や地域で充実した生活を送るためには、生涯にわたって心身ともに健康であることが基本的な条件であるといえます。一人ひとりのライフステージや状況に応じた健康づくりを支援することはもちろん、特に女性は各年代で身体的変化が多いことから、女性自身が主体的に自分の健康を確保できるよう、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{※9}に対する社会全体の理解を深めることが重要となっています。

本市では、各種健（検）診、健康教育・相談、母子保健サービス、青少年に対する健康を脅かす問題についての教育・啓発などを通じた健康増進を促すとともに、市民一人ひとりの年代や状況に応じた主体的な健康づくりにより、総合的な健康支援に取り組んでいます。

近年、食育への関心の高まりをはじめ、健康に対する不安や経済・生活問題が原因と考えられる中高年男性を中心とした自殺の増加など、新たな健康課題も生じてきています。そのため、だれもが生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、今後も引き続き、互いの性や身体的特性についての認識を深め、性差や年代に応じた心身の健康づくりを支援するとともに、相談支援体制のさらなる連携を図る必要があります。

（1）女性のライフステージに応じた健康づくり

妊娠・出産期にある女性の母性保護と母子保健の充実を図るとともに、性と生殖に関する正しい知識と互いの性への理解を深めるための情報収集・提供に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	母子保健事業等の推進	妊娠届出・母子健康手帳交付	健康課
		各種健（検）診、保健指導等の充実	健康課
		母性の健康管理の情報提供	健康課
		◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	健康課
		母子保健に対する男性への啓発・支援	健康課

※9 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。男女ともに持つ権利ですが、とりわけ女性の重要な権利とされています。子どもを産むか産まないか、産むとすればその時期や出産間隔を女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すものです。

(2) 性差や年代に応じた健康づくり

生涯にわたってだれもがいきいきと充実した生活が送れるよう、健康に関する学習や性教育の機会提供及び周知・啓発を行うとともに、個人の年代や状況等に応じた健康増進事業を実施することで、心身の健康づくりを支えます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	健康づくりの推進	各種健（検）診等の実施	保険年金課 健康課
		健康相談等の実施	健康課
		健康手帳の交付	健康課
		医療機関等との連携	健康課
		スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	生涯学習課
		◆食育の推進	健康課
		◆自殺予防に向けた取組の推進	障害福祉課
2	健康と性に関する学習・啓発の充実	成人を対象とした健康教育の実施	健康課
		エイズ対策普及・啓発	健康課
		思春期保健対策・健康教育	健康課
		性的な発達への適応などの健康安全教育	指導室

(3) 自立した生活への支援

だれもが地域で自立し、安心して暮らせるよう、各種相談支援の充実を図るとともに、相談機関の周知や連携を進め、相談支援体制の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	各種相談支援の実施	庁内の相談体制の充実と相談機関の連携	広報秘書課
		「女性総合相談」の充実	企画政策課
		◆「母子（ひとり親）・女性相談」の充実	子育て支援課

基本目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を許さない 社会づくりで安心を守る

小金井市配偶者暴力対策基本計画（1～3）

- 配偶者や交際相手への暴力やストーカー^{※10}、セクシュアル・ハラスメント^{※11}、虐待などは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえでの克服すべき課題です。特に女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担意識等や経済力の格差、暴力を容認する社会風潮などが複雑に絡みあっており、ドメスティック・バイオレンス（DV）は構造的な社会問題であるといえます。
- 平成19年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が改正され、市町村における取組の強化が求められたことをはじめ、法制度上の整備は進められているものの、暴力を未然に防止するためには、男女間のあらゆる暴力を許さない環境と意識づくりを進め、社会全体で暴力のない社会の実現に取り組んでいく必要があります。
- 市民意識調査によると、配偶者等からの暴力について、「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力を受けた経験のある女性が16.3%となっています。また、女性の被害者のうち、暴力について相談をしたのは約3割に止まっており、「相談するほどのことではないと思った」など、DVを「個人的な問題」としてとらえる傾向があることがうかがえます。
- だれもが家庭や学校、地域、職場などの身近な生活空間で安心して暮らしていけるよう、男女共同参画の実現を阻むあらゆる暴力について、被害者に対する個別の支援はもちろん、安心して相談できる体制づくりや関係機関との連携強化を図ります。また、そうした暴力は重大な人権侵害であるという認識を高め、社会全体で取り組むべき課題として、人々の意識の深いところにある偏見や先入観を変革させていく、という地道な働きかけに努めます。

※10 ストーカー

同じ人に対して「つきまとい等」を反復して行うことをいい、特定の相手に対して恋愛や好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的による、つきまといや面会・交際の要求、名誉毀損などの行為を指します。

※11 セクシュアル・ハラスメント

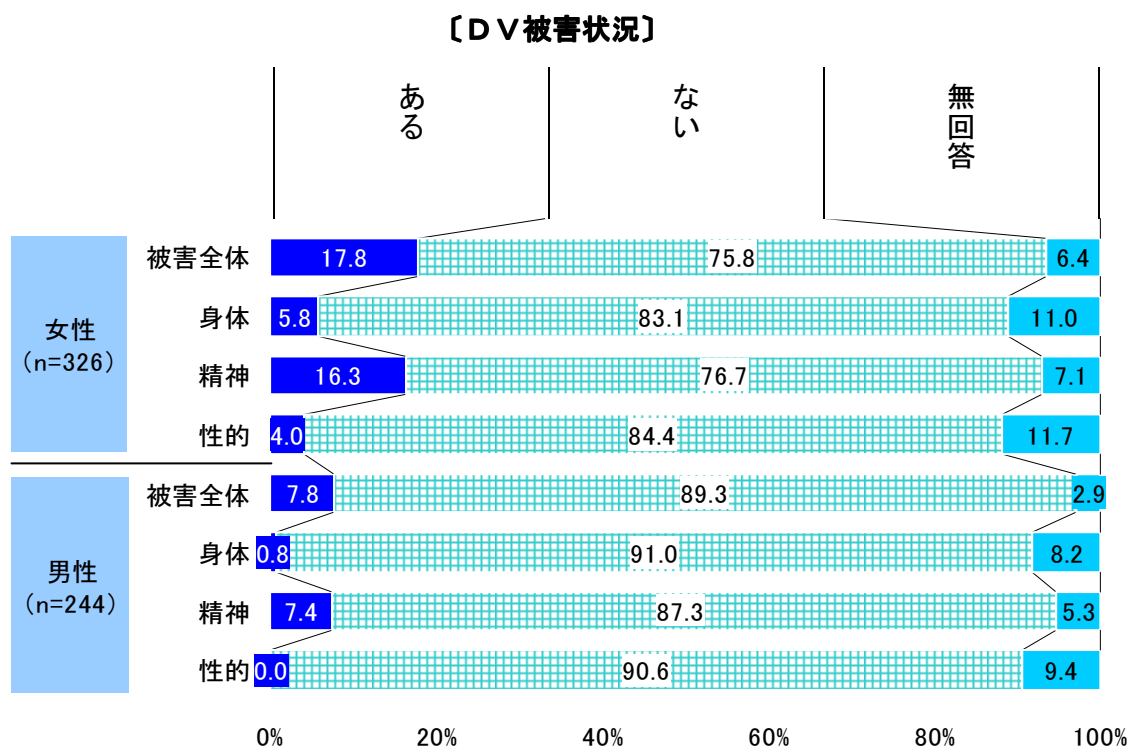
「性的いやがらせ」の意味で、相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。職場に限らず、学校や地域社会も含めあらゆる場面で問題となる可能性があります。

1 暴力の未然防止の意識づくり

配偶者等からの暴力は、個人の問題に止まらず、社会全体に深刻な影響を与える人権問題です。しかし実際には、そうした暴力は個人や家庭内などの限られた間柄における問題であると考えられ、周囲が気がつかないうちに、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

本市では、配偶者等からの暴力に対して、学校や地域において、さまざまな媒体や機会を通じた啓発活動に取り組むとともに、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を行ってきました。とりわけ、若者の間では、結婚前の交際相手との間に起こるデートDVが身近な問題になってきており、若年者層への理解促進に対する必要性が高まっています。

男女共同参画社会の実現に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深め、配偶者等からのあらゆる暴力を未然に防止し、根絶する社会的気運を醸成するとともに、若い世代における認識をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成24年）

(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

さまざまな媒体や機会を活用した広報・啓発活動を進め、医療機関や子どもを通じた関係施設、地域を見守る民生委員・児童委員など、社会全体でDVを根絶する気運を高めるとともに、暴力の未然防止・早期発見に向けた体制の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	広報及び啓発活動の推進	市報・ホームページ等による市民への情報提供	企画政策課
		各種啓発用資料の作成・配布	企画政策課
		関係機関による研修会・講演会等への参加	企画政策課
		医療機関・関係機関への情報提供の充実	企画政策課 健康課
2	早期発見のための連携体制強化	関係機関に対する通報義務の周知	関係各課
		◆ 健診事業や児童虐待防止対策を通じた早期発見	健康課 子育て支援課
		市・専門機関等の相談窓口の周知・情報提供	企画政策課

(2) 若い世代への啓発・教育の推進

若年者層に対して、命の大切さや他人を思いやる心を養う教育を通じて、人権尊重と暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、デートDVの予防啓発に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	若年層に対する予防啓発	小中学校での人権教育の推進	指導室
		デートDV防止対策の充実	企画政策課

2 被害者支援の推進

配偶者等からの暴力被害には、身体や生命を脅かされる危険性が伴う場合があり、身の危険を感じて保護を求めた被害者に対して、適切な安全確保を図ることが極めて重要となります。また、被害者が自立し、安心して暮らしていくためには、生活基盤を整える支援を提供するとともに、被害者に子どもがいる場合は、配偶者暴力を目撃するなど、心身ともに傷ついた子どもへのケアにも配慮する必要があります。

本市では、配偶者等からの暴力被害に対する支援を行ってきましたが、引き続き、被害者の安全確保や自立に向けた支援を適切に行うためには、被害者の状況により、生活・就労・経済面での支援、子どもを含むひとり親家庭に対する支援など、市内のさまざまな部署が情報を共有し、関わりあいながら、支援することが求められています。

今後も、被害者の保護及び自立支援を円滑かつ適切に行えるよう、体制の整備を図ることが重要です。

(1) 安全確保と自立支援の実施

緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制の充実に努めるとともに、被害者が生活を再建する際には、加害者の追及から逃れ、通常の社会生活が確保できるよう、被害者の立場に立った自立支援を行い、必要な情報の提供や支援に取り組みます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	緊急一時的な保護・支援の実施	関係機関との連携による安全確保	関係各課
		被害者等に関する個人情報保護の推進	企画政策課 市民課
		加害者からの追及に対する被害者への支援	企画政策課
		民間シェルター ^{※12} への財政的支援	企画政策課
2	自立支援体制の確立	生活の再建に向けた支援と情報提供	関係各課
		子どもに対する保育・就学等の支援の実施	保育課 学務課 指導室

※12 民間シェルター

民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者のための緊急一時的に避難できる施設です。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけに止まらず、相談への対応、被害者の自立に向けたサポートなど、被害者に対するさまざまな援助を行っています。

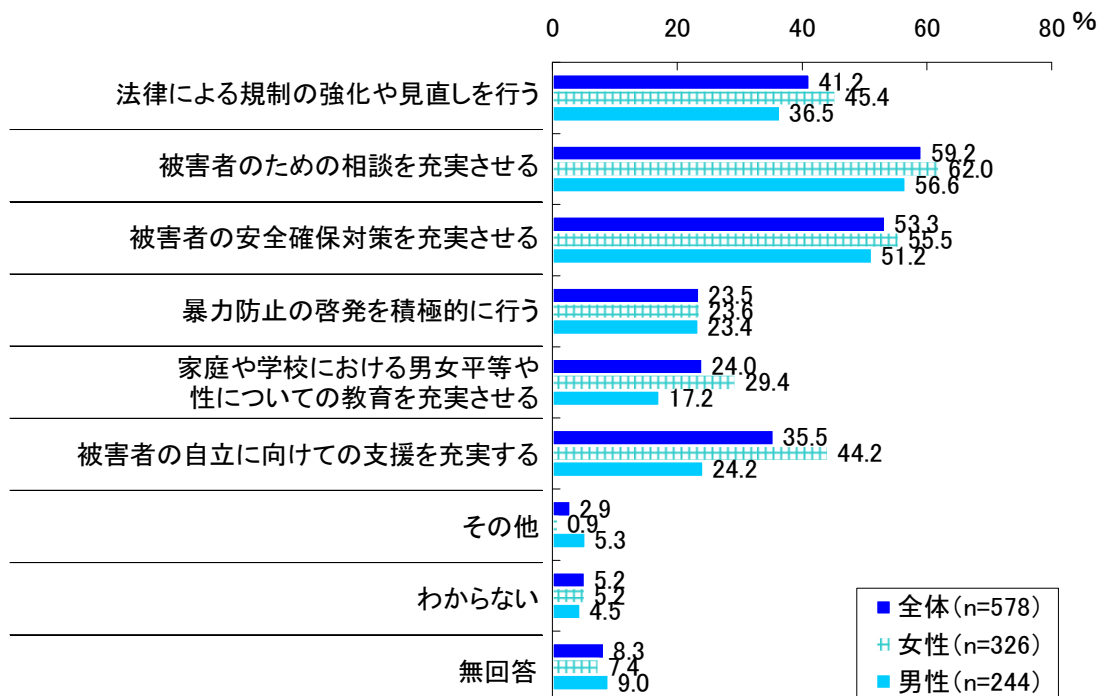
3 相談・連携体制の整備・充実

平成 19 年のDV防止法の改正に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画を策定することや、市町村の適切な施設において配偶者暴力相談支援センター機能を果たすようにすることが市町村の努力義務とされるなど、配偶者等からの暴力に対する市町村単位での取組の強化が求められています。

本市では、女性総合相談等の場を活用し、女性が抱えるさまざまな問題・悩みについての相談に応じてきました。また、必要に応じて、東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター、警察、民間組織や他市町村との連携を図りながら、きめ細やかな相談・支援の実施に努めています。

今後も、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、配偶者暴力相談支援センターに求められる機能についての研究を進めつつ、相談機能の強化や連携体制の充実を図ることが重要です。

【配偶者等からの暴力防止・被害者支援のために必要だと思う対策】



資料：男女平等に関する市民意識調査（平成 24 年）

(1) 相談体制の整備・強化

配偶者等からのさまざまな暴力に関して適切な相談支援が図られるよう、相談機能の強化に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	相談機能の強化	女性総合相談の活用	企画政策課
		◆男性に対する相談支援窓口に関する情報提供	企画政策課
		相談対応能力の向上	企画政策課
		関係機関との連携・情報共有の強化	企画政策課

(2) 連携体制の充実

配偶者等からの暴力防止と被害者支援の施策を推進していくため、国、都、他市町村との広域的連携のほか、警察や関係機関とのネットワーク化に努め、民間組織等との連携体制の充実を図ります。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	庁内関係部署との連携	住所・居所に係る証明書の交付等における支援	関係各課
		庁内関係部署との情報共有・連携の強化	企画政策課
②	地域連携の推進	国、都、近隣自治体等との広域的連携の推進	企画政策課
		警察等、他の機関・団体との連携と支援体制の確立	企画政策課
		◆民間支援組織等の情報収集・提供	企画政策課
		◆配偶者暴力相談支援センターに関する機能の研究	企画政策課

4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等は、配偶者等からの暴力と並び、男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つとなっています。これらの行為は、家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場で発生する可能性があり、だれもが被害者となる恐れがあるものです。

国により「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止措置の義務化などの取組が進められているものの、本市においても、さらなる支援や対応が求められている状況です。また、虐待については、「児童虐待の防止等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に加え、平成 23 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を制定するなど、法制度の整備が進められていることを受け、庁内のさまざまな部署や関係機関が連携し、適切な対応・支援を行っています。

家庭や学校、地域、職場などさまざまな生活の場における市民一人ひとりの安心と安全が守られるよう、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の行為が個人の尊厳を傷つけ、また、男女共同参画の実現を阻害する重大な人権侵害であるという認識を高めるとともに、適切な対応・支援体制づくりが重要となります。

(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等に対する適切な対応・支援に努めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実	◆ストーカーなどからの個人情報保護の推進	企画政策課 市民課
		◆セクシュアル・ハラスメントの防止の推進	企画政策課
		子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待防止対策の推進	関係各課

基本目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

- あらゆる分野での男女共同参画の実現には、行政による取組のみならず、市民や事業所、関係団体等のあり方が大きな影響をおよぼします。
- 近年、社会のさまざまな分野への女性の参画が進み、政治や企業、官公庁等の政策・方針の立案・決定過程で、女性が活躍する姿がみられるようになってきています。しかし、女性の参画の状況は、国際的な水準からは依然として低く、男女共同参画推進の模範となるべき行政機関での女性参画を加速化し、民間への拡大を図る動きが求められています。
- 市民意識調査によると、市の審議会や附属機関等における委員の男女比について「適任であれば男女を問わなくてもよい」と思う人の割合が最も高くなっているものの、実際には、審議会等の委員の属性には偏りがみられる場合もあり、引き続き、幅広い分野での男女双方の参画を促す必要性が高いといえます。また、平成24年に実施した市職員意識調査では、「魅力を感じない」「自分の能力に不安」などの理由により、昇進を希望しない女性職員が半数を占めており、指導的立場への登用に向けた市内の人材育成が求められるほか、さまざまな価値観・意見を取り入れた市政運営を図るため、男女平等の視点に立った人材の適正配置に努める必要があります。
- 男女平等の視点を生活のさまざまな場面に浸透させ、男女共同参画を総合的に推進していくため、社会におけるあらゆる意思決定の場にだれもが参画し、性別にとらわれない多様な考え方や発想を反映するとともに、市民や事業所、関係団体、行政職員の一人ひとりが男女共同参画の必要性を認識し、男女共同参画の普及・推進に結びつく仕組みづくりを進め、一体的な男女共同参画社会の実現を目指します。

1 政策・方針決定過程への男女の参画

日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野で、政策・方針等の立案・決定過程に、多様な考え方が取り入れられることは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのためには、女性自身が意欲や関心を高め、エンパワーメントの拡大を図ることが重要です。

本市では、平成 24 年 4 月 1 日現在の審議会等に参画する女性委員の比率が 32.1%（附属機関の女性委員の比率は 31.9%、行政委員会等の女性委員の比率は 17.6%）となっています。しかし、市の最上位計画である第 4 次小金井市基本構想・前期基本計画「小金井しあわせプラン」において、その比率で 50.0%という高い目標を掲げていることから、達成に向けたさらなる取組が必要となっています。

国においても、活力ある社会づくりに向け、平成 15 年に「女性のチャレンジ支援策」の推進を決定したり、平成 20 年に「女性の参画加速プログラム」を示したりするなど、あらゆる分野への女性の参画拡大と、指導的地位に占める女性の割合の増加を目指しています。そのため、女性が社会的・政治的・経済的に力を発揮し、行動できるよう支援を行うとともに、さまざまな分野における意思決定の場への女性の積極的な参画を促すことで、多様な発想や価値観が反映された男女共同のまちづくりを展開することが求められています。

(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

日常生活に深い関わりを持つ市政や、地域と行政が一体となって課題解決を図るべき防災・防犯などの分野において、多様なニーズや考え方が取り入れられるよう、男女双方の積極的な参画を支援します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	男女の市政参画の促進	審議会委員等への女性の登用の促進	企画政策課
2	地域における女性のエンパワーメントの拡大	自治会・町会・市民活動団体・スポーツ団体等の長への参画の促進に向けた情報提供	関係各課
		◆防災・防犯分野における男女共同参画の推進	地域安全課

2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、行政はもちろん、市民、事業所、関係団体等の地域社会全体の理解と協力が必要であり、それらが課題を共有し、互いの役割と責任を果たしながら、それぞれが主体的な取組を展開することが重要です。

本市では、平成 16 年に「小金井市市民参加条例」を施行し、市民の市政への参加と、行政と市民との協働^{※13}を重視したまちづくりに向けた取組を進めています。また、本市の男女平等の歴史は市民の草の根的活動から始められており、平成 15 年に施行された「小金井市男女平等基本条例」においても、市民や事業者、団体等との連携・協力のもと、男女共同参画を推進することがうたわれています。しかし、男女共同参画に関する市の取組が、市民になかなか周知・普及されないといった課題も確認されている状況です。

市民一人ひとりがそれぞれの立場で男女共同参画の意義や必要性を認識し、主体的な取組を展開しながら、それらの活動を通し、さらなる連携と協力のもと、男女共同参画を一体的に推進することが必要となります。

(1) 市民参加の推進

市民、市民活動団体等とパートナーシップを築き、それぞれの活動を通じて男女共同参画の実現を目指します。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	市民や地域団体との協働	男女共同参画関係団体への支援・連携	企画政策課
		◆市民や市民活動団体等との連携	企画政策課 コミュニティ文化課
②	参画を促す環境づくり	多様な市民参加の推進	企画政策課
		(仮称)男女平等推進センター整備の検討	企画政策課
		女性談話室の活用	企画政策課

※13 協働

同じ目的のために協力して働く、行動するということです。特に、市民、事業所、行政が相互の理解と信頼のもと、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すことをいいます。

3 庁内の推進体制の充実・強化

男女共同参画推進にかかる施策は多岐にわたります。そのため、行政の果たす役割は大きく、庁内における連携体制の確立はもちろん、施策の担い手である市職員一人ひとりが男女共同参画を実践し、男女共同参画の視点を持って取組を進める必要があります。

本市の男女共同参画の推進状況については、平成 24 年 4 月 1 日現在の市議会議員定数に占める女性議員の割合が 37.5%と高いほか、市職員のうち管理職者に占める女性の割合が 15.2%と近隣自治体の中では比較的高いものの、職場環境を改善し、庁内のさまざまな部門での男女平等の視点にたった職員配置をより一層進め、多角的な視野からの行政運営に努める必要があります。また、計画の推進体制については、「男女共同参画施策推進行政連絡会議」を設置し、計画の進行管理を行っているものの、関係部署との連携や共通認識・理解を図るなど、全庁的なさらなる体制の整備が望まれます。

市が男女共同参画の必要性を認識し、施策推進の中心となる職員一人ひとりが率先して市民や事業所、関係団体等の模範となれるよう、庁内の男女共同参画の推進体制を整備するとともに、関係各課の緊密な連携のもと、男女平等都市宣言及び男女平等基本条例を踏まえ、総合的かつ計画的に本計画を推進するための体制を充実していくことが重要です。

【小金井市の男女共同参画の推進状況】

【市議会議員に占める女性議員の割合】

	議員定数	女性議員数	女性の占める割合
市議会議員	24人	9人	37.5%

【審議会等に占める女性委員の割合】

	委員総数	女性委員数	女性の占める割合
行政委員会	34人	6人	17.6%
附属機関	505人	161人	31.9%
市長の私的諮問機関	125人	46人	36.8%
計	664人	213人	32.1%

【庁内管理職者に占める女性職員の割合】

	管理職者総数	女性管理職者数	女性の占める割合
庁内管理職者	79人	12人	15.2%

資料：小金井市実績（いずれも平成 24 年 4 月 1 日現在）

(1) 庁内の男女平等の推進

性別にとらわれない多様な視点からの施策推進に向け、職員一人ひとりが市民の先頭に立ち男女共同参画を実践するための庁内の環境づくりを進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
1	市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備	◆働きやすい職場環境の整備	職員課
		男女平等の視点に立った配置内容への配慮	職員課
		◆ハラスメント※14の防止と指針の周知徹底	職員課 指導室
		◆指導的立場への登用に向けた女性の人材育成	職員課 指導室
		職員研修の充実	職員課
		職員の通称名（旧姓）使用	職員課

(2) 計画の推進体制の強化

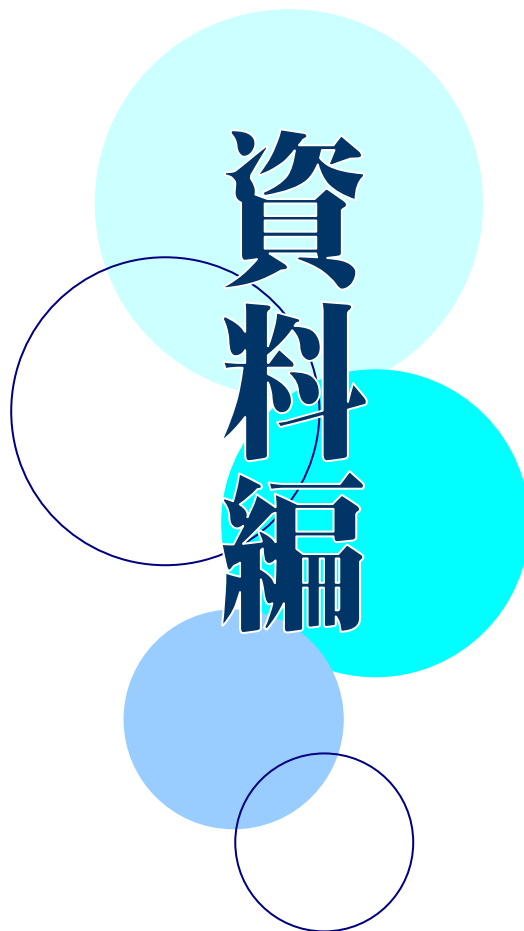
本計画を総合的かつ計画的に推進し、実効性のあるものとするため、事業を検証、評価する仕組みをつくり、企画政策課男女共同参画室が軸となって、庁内の推進体制を整備します。また、国や都、他自治体との連携や情報共有に努め、地域と行政が一体となって男女共同参画を推進するための仕組みづくりを進めます。

No.	具体的施策	主要事業	担当課
①	計画推進体制の整備	男女共同参画施策推進行政連絡会議を通じた庁内連携の強化	企画政策課
		男女平等推進審議会の運営	企画政策課
		定期的な調査を通じた計画の進捗管理及び評価の仕組みづくり	企画政策課
		国・都・他自治体との連携及び情報共有	企画政策課

※14 ハラスメント

優越的な立場にある者が、逆らえない立場、弱い立場にある者に対して、不適切かつ不当な言動により相手を傷つけ、不快感・不利益な損害を与えることをいい、「セクシュアル・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などがあります。

資料編



1 策定経過

(1) 第5期男女平等推進審議会開催経過

	開催日	審議事項
第1回	平成24年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長の互選 ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(案)の諮問 ・計画策定事業概要について ・男女平等に関する意識調査(市民意識調査及び市職員意識調査)の概要と調査票(案)について
第2回	平成24年2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査及び市職員意識調査の調査票(案)について ・計画策定スケジュール(案)について
第3回	平成24年5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本方針(案)・第3次行動計画の庁内の検証・計画期間(案)・検討スケジュール(案)について ・市民意識調査及び市職員意識調査の結果について ・男女平等・男女共同参画に関する現状等について
第4回	平成24年6月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(骨子)について ・意識調査結果の確認 ・男女平等・男女共同参画に関する現状の確認
第5回	平成24年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(各論)について ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(骨子)の修正案について ・計画案検討スケジュールの確認 ・第3次行動計画推進状況調査結果について
第6回	平成24年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(素案)について ・基本理念の再検討 ・計画名称の再検討
第7回	平成24年10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次男女共同参画行動計画(素案)パブリックコメント案について ・パブリックコメント及び市民懇談会の実施について
—	平成24年11月25日	第4次男女共同参画行動計画(素案)に関する市民懇談会(場所:前原暫定集会施設)
第8回	平成25年1月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに対する意見の回答案について ・市民懇談会の結果について
第9回	平成25年1月28日	・パブリックコメントに対する意見の回答修正案について
第10回	平成25年3月7日	・第4次男女共同参画行動計画(案)の確認・答申

(2) 男女共同参画施策推進行政連絡会議開催経過

	開催日	検討事項
第1回	平成24年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画策定事業概要について ・男女平等に関する意識調査の実施について
第2回	平成24年5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次行動計画の検証及び(仮称)第4次男女共同参画行動計画の基本方針(案)等について ・第3次行動計画推進状況調査の実施について ・市民意識調査及び市職員意識調査の結果及び男女平等・男女共同参画に関する現状等について
第3回	平成24年7月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(骨子)及び第3次行動計画推進状況調査結果を踏まえた見直し方針案について ・(仮称)第4次男女共同参画行動計画(各論案)の作成について
第4回	平成24年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに対する意見の回答案の検討 ・第4次男女共同参画行動計画(案)の答申後の検討方法について

2 小金井市男女平等推進審議会委員名簿

自平成 24 年 1 月 23 日

至平成 26 年 1 月 22 日

区 分	所 属	氏 名
学識 経験者	フェリス女学院大学 教授	◎井 上 恵美子 いの うえ えみこ
	東京女子大学 名誉教授	加 藤 春恵子 か とう はるえこ
	小金井青年会議所	佐 野 哲 也 さ の てつ や
	東京学芸大学准教授	中 澤 智 恵 なか さわ ち え
	小中学校長会	原 忍 (平成 24 年 4 月 1 日～) はら しのぶ
公募市民		新 井 利 夫 あら い とし お
		伊 藤 智代子 い とう ちよこ
		加 藤 由喜枝 か とう ゆきえ
		加 藤 りつ子 か とう りつこ
		○佐 藤 宮 子 ○さ とう みやこ

◎会長 ○副会長

(敬称省略) 名簿は各五十音順

3 小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議設置要綱

平成5年4月8日 制定

改正
平成 9年4月1日 平成 11年4月 1日
平成 13年4月1日 平成 14年4月 1日
平成 15年4月1日 平成 19年4月 1日
平成 21年4月1日 平成 24年6月26日

(目的)

第1条 小金井市における男女共同参画施策を推進するため、行政内部において連絡調整を図り問題解決に向けての検討を効果的に進めるために、小金井市男女共同参画施策推進行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、男女共同参画施策における各分野についての問題点、課題、方策等を明らかにし、新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画の策定に係る検討を行い、策定後は推進状況を把握するとともに、必要事項について調査、研究し、検討を行うものとする。

2 市長が必要と認めた男女共同参画施策に係る私的諮問機関等が設置された場合は、機関が要望又は指摘する事項の協議、検討を行うものとする。

(組織)

第3条 連絡会議の議長は、企画財政部長とし、各部及び行政委員会のうち、部制の置かれた次に掲げる各部の庶務担当課長職者及び男女共同参画施策関連課長職者をもって組織する。

- (1) 企画財政部 企画政策課長、男女共同参画担当課長補佐、広報秘書課長
- (2) 総務部 総務課長、職員課長
- (3) 市民部 市民課長、コミュニティ文化課長、経済課長、保険年金課長
- (4) 環境部 環境政策課長
- (5) 福祉保健部 地域福祉課長、障害福祉課長、介護福祉課長、健康課長
- (6) 子ども家庭部 子育て支援課長、保育課長、児童青少年課長
- (7) 都市整備部 都市計画課長
- (8) 学校教育部 庶務課長、学務課長、指導室長
- (9) 生涯学習部 生涯学習課長、図書館長、公民館長

2 新しい男女共同参画社会の実現を目指す行動計画を策定するに当たり議長が必要と認めたときは、別に組織する男女共同参画社会の実現を目指す小金井市行動計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。委員会についての要領は別に定めるものとする。

3 議長が必要と認めたときは、第1項に規定する者以外に、協議事項に関係のある課長職者及び職員の出席を求めることができる。

(招集等)

第4条 連絡会議は、必要に応じて開催することとし、議長が招集する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

付 則

この要綱は、平成5年4月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24年6月26日から施行する。

4 男女共同参画に関する動き（年表）

● 1970年代・1980年代

	世界の動き	日本の動き
1975	国際婦人年（目標：平等・発展（開発）・平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択	国会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択 「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、 社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（女子教育職員等育児休業法）」成立 総理府に婦人問題企画推進本部設置・婦人問題担当室が業務開始
1976	「国連婦人の十年」スタート	民法改正（離婚後の婚氏続称制度新設）
1977		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館開館
1978		
1979	国連総会「 女子差別撤廃条約 」採択	
1980	「国連婦人の十年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	民法改正（配偶者相続分引き上げ） 「女子差別撤廃条約」署名
1981	ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約） 採択	「国内行動計画後期重点目標」策定 「母子福祉法」を改正し「母子及び寡婦福祉法」と改称
1982	国連総会「国際平和と協力の促進への婦人の参加に関する宣言」採択	
1983		
1984	国際人口会議（メキシコシティ）	国籍法及び戸籍法改正（父母両系主義等）
1985	「国連婦人の十年」最終年世界会議（ナイロビ） 「西暦 2000 年に向けた婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択	「女子差別撤廃条約」批准
1986		「男女雇用機会均等法」 施行
1987		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
1988		
1989	「児童の権利に関する条約」採択	

●女子差別撤廃条約

昭和 54 年(1979 年)に国連総会で採択された条約。政治的、経済的、社会的、その他あらゆる分野における女性差別の撤廃と、性別役割分業に基づく差別的慣習、慣行を廃止するための措置をとることが想定されている。日本は昭和 60 年（1985 年）に批准した。

●ILO 第 156 号条約（家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約）

女性差別撤廃条約の「家族的責任を男女がともに担う」という基本的な考え方を雇用の場で具体化した条約。子どもや近親者の面倒を見るために職業生活に支障をきたすような男女の労働者に対して、各種の保護や便宜を提供し、家族的責任と職業的責任とが両立できるようにすることを目的としている。

東京都の動き	小金井市の動き	
都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」採択		昭和50年
都民生活局婦人計画課設置 東京都婦人問題懇話会「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的な考え方」提言 東京都婦人相談センター発足		昭和51年
	「福祉を語る婦人のつどい」第1回開催	昭和52年
「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定		昭和53年
東京都婦人情報センター発足		昭和54年
	市議会において「婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃条約の早期批准に関する意見書」採択	昭和55年
「東京都婦人問題協議会」発足 「諸外国への女性派遣事業」実施		昭和56年
		昭和57年
「婦人問題解決のための新東京都行動計画」策定		昭和58年
	福祉部保育婦人課に「婦人施策推進室」設置 婦人問題懇話会を設置（年内解散） 「婦人行動計画」策定	昭和59年
	市報こがねい「婦人のひろば」設置 「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣婦人問題会議設置（市民） 「婦人問題に関する意識と生活実態調査」実施	昭和60年
	「婦人関係行政連絡会議」設置（庁内） 「福祉を語る婦人のつどい」10年史発行 「婦人問題を考えるくらしとことば」発行 「婦人団体・グループ名名簿」発行	昭和61年
	婦人行動計画推進のための提言（婦人問題会議） 第1回「こがねい女性フォーラム」の開催 「作文集 女性の自立・男性の自立」発行	昭和62年
	第2期「婦人問題会議」設置（市民） 「婦人問題相談事業」開始 婦人会館内に「婦人談話室」を設置 「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣情報誌「かたらい」発行	昭和63年
		平成元年

●男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。平成11年（1999年）に、差別禁止規定、職場のセクシャル・ハラスメント防止やポジティブ・アクションの促進を盛り込む改正法が施行、また、平成19年（2007年）

には、性別による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策、母性健康管理措置、ポジティブ・アクションの推進等が定められた。

● 1990年代

	世界の動き	日本の動き
1990	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ILO 総会「夜業に関する条約（女性の深夜労働も可能にする新条約等）」採択	
1991	ILO 総会「女子労働者のためのILO活動に関する決議」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」改定 「育児休業等に関する法律（育児休業法）」成立
1992		婦人問題担当大臣設置
1993	国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校技術・家庭科男女共修実施 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」成立
1994	国際人口・開発会議（カイロ） 「行動計画」採択（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱）	高等学校家庭科男女必修実施 「児童の権利に関する条約」批准 総理府に男女共同参画室設置・男女共同参画審議会設置・男女共同参画推進本部設置
1995	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「 育児・介護休業法 」成立・施行 「ILO第156号条約」批准
1996		「男女共同参画2000年プラン」策定
1997		「男女雇用機会均等法」一部改正 「介護保険法」公布
1998		「婦人週間」を「女性週間」へ改名
1999		「 男女共同参画社会基本法 」公布・施行 「改正労働基準法」施行

● 育児・介護休業法

平成3年（1991年）の育児休業法が育児・介護休業法として改正された。男女の労働者に対し、満1歳未満の子の養育のための休業や、常時介護を必要とする親族の介護のための休業を連続3か月まで1回の取得を認める。平成17年（2005年）に改正法が施行され、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大、育児休業期間の延長、介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休業制度の創設等が新たに定められた。さらに、平成21年（2009年）に大幅な改正が行われ、パパ・ママ育休プラスなど、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境の整備が進められている。

● 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成についての基本理念が掲げられ、国や地方公共団体などの責務及び施策の基本となる事項などについて定められている。

東京都の動き	小金井市の動き	
東京都男女平等参画推進会議設置 東京都男女平等参画審議会設置	婦人行動計画推進のための提言（第2期婦人問題会議） 第3期「婦人問題会議」設置（市民） 女性海外派遣事業開始 「婦人問題を考えるくらしとことば そのⅡ」発行 「市報こがねい婦人のひろば—五年のあゆみ—」発行	平成2年
女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定	組織改正により、「福祉部保育婦人課婦人施策推進室」から「企画財政部広報聴課女性施策推進室」へ移管 「国内交流集会」市民宿泊参加（1997年まで） 「男女平等に関する意識と生活実態調査」実施	平成3年
東京女性財団設立	21世紀へ向けて「男女平等推進小金井市行動計画」策定への提言（第3期女性問題会議） 「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣	平成4年
	庁内推進組織再編成「女性施策推進行政連絡会議」設置 「女性行動計画策定検討委員会」発足（庁内）	平成5年
	第2次行動計画「ともに生きる小金井市行動計画」策定	平成6年
東京ウィメンズプラザ開館	「男女共同参画研究会議」設置（市民） 第4回世界女性会議「NGOフォーラム北京」へ派遣	平成7年
	審議会等の女性参画推進に関する提言（男女共同参画研究会議） 「こがねい女性ネットワーク」設立 男女平等都市宣言	平成8年
	「女性人材リスト」作成 「東京都諸外国への女性派遣事業」に市民派遣	平成9年
男女平等推進のための東京都行動計画「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	「市報こがねい女性のひろば 5年のあゆみ—第2集—」発行 「男女平等推進のための小金井市職員の意識調査」実施	平成10年
	「女性市議会」開催 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施	平成11年

●DV防止法

家庭内に潜在していた配偶者への暴力について、人権擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者やパートナー等からの暴力の防止、及び被害者の保護救済を目的とした法律。平成16年（2004年）には、「配偶者からの暴力」の定義の拡大や都道府県に基本計画の策定の義務化、平成19年（2007年）には、市町村基本計画の策定、配偶者暴力支援センターの設置が努力義務化されるなどの改正が行われた。

● 2000 年以降

	世界の動き	日本の動き
2000	国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) 「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための 更なる行動とイニシアティブ (成果文書)」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
2001		男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律(DV 防止法)」 公布・施行 「育児・介護休業法」改正 「男女共同参画週間」実施
2002	「APEC 女性問題担当大臣会合」	
2003		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女 共同参画推進本部決定 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関す る法律」公布 「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行
2004		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等につい て」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定
2005	国連「北京+10 世界閣僚級会合(ニューヨーク)」	「改正育児・介護休業法」施行 「男女共同参画基本計画 (第2次)」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定
2006	「東アジア男女共同参画担当大臣会合 (東京)」	「国の審議会等における女性委員の登用の促進 について」男女共同参画推進本部決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定
2007	「東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデ リー)」	「改正男女雇用機会均等法」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」一部改正 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動 指針」策定
2008	「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント のための資金調達」採択	「改正パートタイム労働法」施行
2009	「東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)」	「育児・介護休業法」改正
2010	国連「北京+15 世界閣僚級会合(ニューヨーク)」	「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011		
2012	第1 回女性に関する ASEAN 閣僚級会合 (ラオス)	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」 策定
2013		

東京都の動き	小金井市の動き	
「東京都男女平等参画基本条例」制定	情報誌「かたらい」の作成に市民編集委員制導入	平成12年
	一男女共同参画社会の実現をめざして一「小金井市行動計画」策定への提言（第3期男女共同参画研究会議） 組織名等の変更 ・「女性施策推進室」を「男女共同参画室」に ・「女性施策推進行政連絡会議」を「男女共同参画施策推進行政連絡会議」に （仮称）第3次小金井市行動計画策定委員会設置 「こがねい女性フォーラム」を「こがねいパレット」に改称して実施	平成13年
男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2002」策定		平成14年
	第3次行動計画「個性が輝く小金井男女平等プラン」策定 「男女平等基本条例」施行 「男女平等推進審議会」設置（市民） 市報「女性のひろば」を「みんなのひろば」へ改称 「男女共同参画週間のつどい」第1回開催 情報誌「かたらい」を年2回に増やして発行	平成15年
	男女共同参画団体・グループ名簿新規作成 DV相談緊急連絡先広報カード作成 国内研修事業参加補助を実施 苦情処理窓口及び苦情処理委員設置	平成16年
「次世代育成支援東京都行動計画」策定	「女性人材リスト」を新たに作成 「男女平等推進審議会（第2期）」設置（市民）	平成17年
東京都男女平等参画審議会答申「男女平等参画のための東京都行動計画の改定にあたっての基本的考え方について」 「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施	平成18年
男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	組織改正により「広報広聴課男女共同参画室」から「企画政策課男女共同参画室」へ移管 「男女共同参画週間のつどい」を「男女共同参画シンポジウム」に改称して実施 「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 「男女平等推進審議会（第3期）」設置（市民）	平成19年
		平成20年
「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	「再就職支援講座」を（財）21世紀職業財団と共催 「男女平等推進審議会（第4期）」設置（市民）	平成21年
	「配偶者暴力対策基本計画」策定 「再就職支援講座」を（財）東京しごと財団東京しごとセンター多摩と共催	平成22年
	デートDV防止啓発パンフレット作成	平成23年
男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2012」策定 「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	「男女平等推進審議会（第5期）」設置（市民） 「男女平等に関する市民意識調査」実施 「男女平等推進のための小金井市職員意識調査」実施	平成24年
	「第4次男女共同参画行動計画」策定	平成25年

5 男女共同参画社会基本法

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 平成十一年十二月二十二日同 第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の

基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の

対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会

の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域にお

ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な

措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有

- する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条** 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

- 第二十八条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

- 第二条** 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
- 一から十まで 略
 - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

- 第一条** この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

6 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影

響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

ようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合には、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報

するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和三十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教

示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又

は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得

る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと

する。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日におけ

る言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを

取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文

の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘

密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措

置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

7 小金井市男女平等基本条例

平成 15 年 6 月 26 日
条例第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 基本的計画等（第 10 条・第 11 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する施策（第 12 条—第 23 条）

第 4 章 苦情の処理等（第 24 条・第 25 条）

第 5 章 男女平等推進審議会（第 26 条—第 33 条）

第 6 章 雑則（第 34 条）

付則

前文

女性と男性は、人として平等な存在であり、性差別は人権の重大な侵害である。この理念は、世界人権宣言にも、日本国憲法にもそれぞれ明確に述べられている。

小金井市では、女性による地域活動が半世紀以上前から始まり、これが当時の「婦人問題施策」に進展し、「小金井市婦人行動計画」の策定につながった。こうした女性たちの先駆的な社会参画への活動とこれらを背景とした市議会議員に占める女性議員の割合の高さなどは、小金井市の持つ特質の一つを成している。男女平等施策としては、国内外の取組に連帯し、平成 8 年には「小金井市男女平等都市宣言」を行った。

しかし、ジェンダーに基づく性差別は、意識的にせよ、無意識的にせよ、依然として根強く残っており、家庭、地域、学校、職場その他一般的な慣行などに、いまだ多くの課題を残している。このことは、少子高齢化、国際化、高度情報化が進展する環境にあっては、自由で活力ある社会の構築を阻害する要因となりうる。個人が自らの意思と尊厳を持って生きていくには、すべての市民が個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に共同参画し、その個性と能力を十分に発揮し、かつ、責任を分かち合う、男女平等社会の実現が緊急かつ重要な課題となっている。

小金井市では、豊かで活力と優しさにあふれた男女平等社会の実現を目指し、その基本理念や総合的施策を明確にするために、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及びその他の団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 男女が、性別にかかわらず個人として対等に尊重され、一人一人に自らの意思による個性と能力を發揮する機会が確保されることにより、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができかつ、互いに責任を分かち合う社会
- (2) 男女共同参画 男女平等社会の実現のために、男女が対等な立場で問題解決のために共同参画すること。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性による格差が生じていると見られる場合には、格差是正のために、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。
- (4) ジェンダー 生物学的な性別とは区別して使われる社会的、文化的に形成された性差
- (5) ジェンダー統計 ジェンダーの視点で男女間の不平等の状況を数量として把握するため、性別区分をもつ統計
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること、又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に精神的、経済的その他の不利益を与えること。
- (7) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の

事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又はかつて配偶者関係にあった者に対する暴力的行為(身体的、精神的、経済的、性的その他の苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)並びに当該暴力的行為に起因する子及び高齢者への暴力的行為

- (8) 市民 性別、年齢、国籍、人種、疾病又は障害の有無、宗教、出身地、性的指向等にかかわらず、市内に住み、勤務し、又は市内で学ぶすべての個人
- (9) 事業者 営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行うすべての個人、法人及び団体
- (10) その他の団体 前号の規定による団体以外のすべての市内の団体

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる男女平等社会を基本理念として促進されなければならない。

- (1) すべての人が、個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けず、その個性と能力を發揮する機会が確保される社会
- (2) 社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮される社会
- (3) すべての個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保される社会
- (4) 男女が、子の養育、介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会
- (5) 男女平等への取組が、国際社会における男女平等への取組と密接な関係を有していることを深く認識して、国際的協調の下に行われる社会

(市の責務)

第4条 市は、男女平等社会の実現のために、男女共同参画による総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たって、市民、事業者、その他の団体、他の市区町村、東京都及び国と相互に連携、協力及びその他必要な支援を図ることができるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、第3条の基本理念にのっとり、自ら進んで男女共同参画の推進に努めるもの

とする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女平等社会の実現が事業活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活等における活動との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(その他の団体の責務)

第7条 その他の団体は、男女平等社会の実現が団体活動の発展にとって重要であることを認識し、第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 その他の団体は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 すべての人は、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

- 2 すべての人は、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 すべての人は、家庭内等において、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(市民に表示する情報に関する措置)

第9条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等その他性差別を助長する表現が行われないよう必要な措置を講ずる。

- 2 学校教育その他のあらゆる教育にかかわる者は、男女平等に関する教育の一環としてメディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を養う教育を重視し、学習機会を提供するよう努めなければならない。

第2章 基本的計画等

(行動計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定するに当たっては、小金

井市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民、事業者及びその他の団体の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、行動計画を変更する場合においても適用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、小金井市男女平等推進審議会に、市の施策に関し男女平等社会の形成の観点からの評価及び意見を聴き、その概要を公表するとともに、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況についての報告書を作成し公表するものとする。

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

(男女平等の意識づくりに関する啓発活動)

第12条 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、男女平等及び人権尊重の意識啓発のため必要な施策を実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、その他の団体、教職員、市に勤務する職員等に対し、メディアからの情報を読み解き、自己発信する能力を身につけるための措置を講ずるものとする。
(家庭、地域、職場、学校等における暴力の根絶)

第13条 市は、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる場所における身体的又は精神的暴力の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

(個性及び能力が発揮される教育活動等の推進)

第14条 市は、学校教育その他生涯のあらゆる教育活動及び学習活動並びに保育の場において、男女が互いの人格を尊重し、性別にかかわらずその個性及び能力を十分に発揮できるような取組を促進するため、環境の整備を進めるとともに、その取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生涯を通じた男女の健康支援等)

第15条 市は、男女が生涯にわたり心身の健康を享受できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女が、互いの人格を尊重し、性及び子を産み育てることについて、理解を深め、自らの意思で決定することができるよう性教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、女性が妊娠及び出産のための身体的機能を持つことに配慮し、女性の生涯にわたる心身の健康

の保持及び増進を図るため、健康相談、医療の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(雇用の分野における男女平等の推進)

第16条 事業者は、雇用の分野において、男女平等の推進に努めるものとする。

2 事業者及びその他の団体は、セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する要因の根絶に向けて、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者及びその他の団体は、性別にかかわらず、意思決定の過程に男女が共同参画する機会が確保されるよう努めなければならない。

4 事業者及びその他の団体は、男女が職場における活動、家庭生活等における活動との両立のために必要な環境づくりに努めるものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第17条 市は、女性職員の募集、登用及び職域の拡大について総合的かつ計画的な取組を推進するものとする。

2 市は、市の職場において次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 男女の職場における活動と家庭生活等における活動との両立を支援するための措置

(2) セクシュアル・ハラスメントその他の男女共同参画の推進を阻害する人権侵害のない環境をつくるための措置

3 市は、附属機関その他の合議制の機関の委員その他の構成員の選任に当たっては男女双方の利益を損なわないよう配慮するものとする。

(刊行物等に対する配慮)

第18条 市は、刊行物等を作成するに当たっては、男女平等を阻害するような表現等がないよう配慮しなければならない。

(補助金の交付を受けた者に対する助言)

第19条 市は、市が単独で支出する補助金の交付を受けた者に対し、その者の方針の立案及び決定への女性の参画状況その他の男女平等社会の形成に関する取組状況について必要があると認めるときは、報告を求め、助言を行うことができる。

(調査研究、情報の収集及び分析)

第20条 市は、男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

2 市は、男女共同参画施策を効果的に推進していくため、男女平等社会の形成に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

3 市は、男女共同参画の推進のために、ジェンダー統計の整備及び作成をするものとする。

(普及及び広報)

第21条 市は、市民、事業者及びその他の団体の男女平等社会についての理解を促進するために、必要な普及及び広報活動に努めるものとする。

(拠点機能の整備等)

第22条 市は、男女共同参画施策を実施し、男女共同参画施策への取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 苦情の処理等

(苦情処理窓口の設置)

第24条 市長は、市が実施する男女共同参画施策もしくは男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を受け、これを適切かつ迅速に処理し又は性別による差別的取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する人権侵害についての相談を受け、これに適切かつ迅速に対応するための苦情処理窓口を置く。

2 苦情又は相談は、前項の苦情処理窓口を通じて行うものとする。

3 市長は、前項の規定により苦情又は相談を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、資料の提出及び説明を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該関係機関等に対し、指導、助言又は是正の勧告を行うものとする。

4 市長は、第2項に規定する苦情や相談を受けた場合、小金井市男女平等推進審議会に報告するものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置)

第25条 市長は、苦情又は相談について、適切かつ迅速に処理し、又は対応し、前条第3項に規定する事務を処理するため、男女平等苦情処理委員（以下「処理委員」という。）を置くことができる。

2 処理委員は、2人とし、男女平等問題について深い理解と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 処理委員は、前条第3項の事務を処理するに当たり、必要があると認められるときは小金井市男女平等推進審議会と連携を図る。

4 処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、苦情又は相談に関し

必要な事項は、規則で定める。

第5章 男女平等推進審議会

(設置)

第26条 男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会は、男女共同参画施策について調査、企画、立案等を行い、市長に意見を述べることができる。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、行動計画の評価、改定その他男女平等社会の推進に関する重要事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

3 審議会は、必要に応じて男女平等社会の形成に関して、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 公募による市民 5人以内

(2) 学識経験者 5人以内

2 委員の男女構成については、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第31条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係機関等への協力要請)

第32条 審議会は、必要に応じて、関係機関、事業者、その他の団体その他の委員以外の者に対し、審議会への出席、説明、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第33条 審議会の会議は、公開とする。ただし、公開することが審議会の適正な運営に支障があると認められるときは、非公開とすることができる。

第6章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。
ただし、第4章の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画は、第10条第1項の規定により定められた行動計画とみなす。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

3 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

(以下略)



小金井市第4次男女共同参画行動計画

発行：平成25年（2013年）3月

編集：小金井市 企画財政部企画政策課男女共同参画室

〒184-8504 小金井市本町6丁目6番3号

電話 042(387)9853 FAX 042(387)1224

ホームページ <http://www.city.koganei.lg.jp/>



